

第1部 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的	3
第2節 計画の構成及び内容	3
第3節 計画の見直し	4
第4節 他計画等との関係	4
第5節 計画の周知	4
第6節 防災対策基本方針	5
第1 基本方針	
第2 策定の重点事項	
第7節 防災機関等の役割	8
第1 篠山市地域防災組織	
第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第3 住民及び事業者の責務	

第2章 篠山市の特性と既往の風水害等

第1節 自然条件の特性	15
第1 地勢	
第2 地形	
第3 地質	
第4 地盤条件	
第2節 社会条件の特性	18
第1 人口・世帯数	
第2 建築物	
第3 教育・社会福祉施設等	
第4 道路・橋梁	
第5 都市化の状況(土地利用変遷)	
第3節 既往地震とその被害	19
第1 篠山市周辺の地震活動	〔総務部〕
第2 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の概要	〔総務部〕
第4節 地震災害の危険性と災害特性	27
第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定	〔総務部〕
第2 被害の想定	〔総務部〕
第3 兵庫県の被害想定結果	〔総務部〕

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災基盤の強化

第1節 防災都市計画の推進	35
第1 土地利用	(まちづくり部、関係機関)
第2 市街地の防災構造化	(まちづくり部、関係機関)
第3 居住環境の整備	(まちづくり部)
第4 集落の整備	(まちづくり部、関係機関)
第5 都市防災施設の整備	(まちづくり部、関係機関)
第2節 建築物等の耐震性の確保	37
第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進	(まちづくり部、関係機関)
第2 公共施設の災害予防	
第3 教育施設等の災害予防	
第4 一般建築物の災害予防	(まちづくり部、関係機関)
第5 文化財の災害予防	
第6 屋外広告物等の落下防止	(まちづくり部)
第7 ブロック塀等の倒壊防止	(まちづくり部)
第3節 地盤災害の防止策の推進	40
第1 急傾斜地崩壊予防対策	
第2 災害危険区域対策	
第3 土砂災害警戒区域対策	
第4 山地災害予防対策	
第5 土地造成等の規制	
第6 開発行為への指導	
第7 軟弱地盤の液状化対策	(まちづくり部、関係機関)
第4節 河川・ため池・ダム施設の安全対策の推進	40
.....	(まちづくり部、関係機関)
第5節 交通関係施設整備	41
第1 道路の整備	
第2 橋梁の整備	(まちづくり部、関係機関)
第3 障害物除却用資機材の確保	
第4 道路付帯施設の整備	(まちづくり部、関係機関)
第5 ヘリポートの整備	
第6節 ライフライン施設の安全対策の推進	42
第1 上水道の災害予防	(上下水道部)
第2 下水道の災害予防	(上下水道部)
第3 電力施設の災害予防	(関西電力株)
第4 ガス施設の災害予防	(篠山都市ガス株、プロパンガス事業者)
第5 電気通信施設の災害予防	(西日本電信電話株等)
第7節 危険物施設等の安全対策の推進	43
第8節 地震防災緊急事業の推進	44
第2章 地域防災体制の充実	
第1節 災害活動体制の整備	45
第2節 防災拠点機能の整備	45
第3節 防災情報通信システムの整備	46
第1 災害情報通信ネットワークの整備・拡充	

第2 災害情報データベースの整備	
第3 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備	
第4 多様な情報メディアの活用方策の検討	
第5 住民とのコミュニケーション環境の整備	
第6 地震観測体制の強化	〔総務部〕
第4節 火災予防対策の推進	46
.....	〔消防本部〕
第5節 避難対策	47
第1 避難計画	
第2 避難場所及び避難路の指定・整備	〔総務部、まちづくり部〕
第6節 応急仮設住宅対策	48
第7節 土砂災害における避難体制の整備	48
第8節 災害救急医療体制の整備	48
第9節 備蓄体制及び防災資機材の整備	48
第10節 緊急輸送体制の整備	48
第11節 災害ボランティアと連携体制の整備	48
第12節 被災宅地危険度判定制度等の整備	48
第1 被災宅地危険度判定制度の整備	
第2 家屋被害認定土制度の活用	
第3 被災建物応急危険度判定制度の整備	〔まちづくり部〕
第13節 災害廃棄物処理体制の整備	51
第14節 災害時要援護者支援体制の整備	51
第15節 帰宅困難者支援体制の整備	51
第16節 集落孤立対策の整備	51
第17節 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備	51
第3章 地域防災力の向上	
第1節 防災意識の高揚	52
第1 住民に対する防災教育	〔総務部、まちづくり部、消防本部〕
第2 園児・児童・生徒に対する防災教育及び防災計画の策定	
第3 職員に対する防災教育	
第4 施設の防災管理の徹底	
第5 防災週間の周知とその期間における啓発活動	
第2節 災害への事前の備え	54
第1 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の活用	
第2 地震保険制度の活用	〔総務部〕
第3節 自主防災組織の育成	55
第4節 企業等の地域防災活動の参加促進	55
第5節 防災訓練の実施	56
第1 防災訓練の実施責務	〔各部、関係機関〕
第2 総合防災訓練	〔総務部〕
第3 各機関別の訓練	〔各部、関係機関〕
第6節 防災に関する調査研究	58
.....	〔各部〕

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制の確立

第1節 活動体制	61
第1 職員非常配備体制	〔総務部〕
第2 活動組織の設置	〔総務部〕
第3 篠山市防災会議	
第2節 災害救助法の適用	65
第3節 応援要請及び協力体制	65
第4節 自衛隊災害派遣要請	65
第5節 災害ボランティア活用計画	65
第6節 労務供給計画	65

第2章 情報の連絡及び広報

第1節 通信手段の確保	66
第2節 地震情報等の収集・伝達	67
第1 地震情報等	〔総務部、消防本部〕
第2 異常現象の発見	
第3 災害情報の収集	
第4 市職員(災害対策要員)への伝達	
第5 県への災害情報の伝達・報告	〔総務部〕
第6 近隣市町への連絡	
第7 被害・応急措置情報の収集・伝達	
第8 安否情報の収集及び提供	〔市民生活部〕
第3節 災害時の広報活動	70
第1 市民への情報伝達	
第2 実施機関	
第3 留意事項	
第4 広報の内容	〔市民生活部〕
第5 災害広報紙の編集・配布	
第6 住民からの公聴	

第3章 避難対策の実施

第1節 避難の勧告・指示	71
〔総務部〕	
第2節 避難の方法	71
第3節 避難所等の開設及び運営	71

第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施

第1節 消防活動の実施	72
第1 消防活動の方針	
第2 消防職団員の動員・編成	〔消防本部、関係機関〕
第3 情報収集・報告	〔消防本部、関係機関〕
第4 火災防御	
第5 危険物施設の保安応急対策	
第2節 水防活動の実施	73
〔まちづくり部〕	

第3節 地震後の二次災害防止活動	74
第1 土砂災害対策	(まちづくり部 関係機関)
第2 河川・ため池・ダム等決壊防止	(まちづくり部 関係機関)
第3 道路の応急措置	(まちづくり部 関係機関)
第4 宅地防災対策	(まちづくり部 関係機関)
第5 被災建築物の応急危険度判定	(まちづくり部)
第6 危険物対策	(消防本部 関係機関)
第7 緊急復旧資機材の点検・補強	(各部 関係機関)
第8 住民への余震情報の提供	(市民生活部)
第4節 篠山警察署の災害警備活動	75
第5節 被災者の救出・搜索	76
第1 救出体制	
第2 救出活動	
第3 災害救助法による救出の実施	(消防本部 関係機関)
第6節 被災者の救護	77
第1 救護活動体制	
第2 災害救助法における実施基準	
第3 患者の移送	
第4 医療品等の調達	
第5 救護所	
第6 精神医療	(保健福祉部 関係機関)
第7 健康対策	(保健福祉部 関係機関)
第8 慢性疾患対策	(保健福祉部 関係機関)
第9 難病患者への対応	(保健福祉部 関係機関)
第7節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬	78
第8節 廃棄物及び死亡獣畜処理対策	78
第9節 感染症対策及び保健衛生対策	78
第5章 被災者救援活動の推進	
第1節 食糧供給計画	79
第2節 給水計画	79
第3節 衣料・生活必需物資等供給計画	79
第4節 トイレ対策計画	79
第5節 入浴施設計画	79
第6節 応急住宅対策計画	80
第1 実施体制	
第2 災害救助法による応急仮設住宅の建設	
第3 災害救助法による住宅の応急修理	
第4 建設資材の調達	
第5 公的住宅の斡旋	
第6 被災建築物応急危険度判定の実施	(まちづくり部)
第7節 障害物の除去計画	81
第8節 ライフライン施設応急対策計画	82
第1 上水道等施設	
第2 下水道・農業集落排水等施設	(上下水道部)
第3 電力施設	
第4 都市ガス施設	(篠山都市ガス株)
第5 プロパンガス施設	

地震災害対策 目次

第6 公衆電気通信設備	
第9節 教育対策計画	85
第10節 災害時要援護者対策計画	85
第11節 帰宅困難者支援計画	85
第6章 交通・輸送対策の実施	
第1節 交通規制	86
第2節 輸送対策	86
第3節 交通施設災害応急対策	86
第4節 資機材の整備	86
第7章 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応について	
第1節 警戒宣言等発令に対する対応	87
第1 東海地震予知情報(警戒宣言)及び東海地震注意情報	(総務部)
第2 動員配備計画	(総務部)
第3 情報の入手・伝達	(総務部)

第4部 災害復旧計画

第1章	り災証明の発行	
第1節	り災証明 _____	91
第2章	被災者の生活支援	
第1節	義援金の受付・交付 _____	92
第2節	災害見舞金、災害弔慰金、災害援護金、災害援護資金 _____	92
第3節	被災者生活再建支援制度 _____	92
第4節	住宅の復旧・債権支援 _____	93
 (まちづくり部、関係機関)	
第5節	兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済) _____	93
第3章	金融その他資金対策	
第1節	生活確保対策 _____	94
第2節	農林・商工業金融対策 _____	94
第4章	公共施設の災害復旧計画	
第1節	災害復旧事業計画 _____	95
第2節	公共事業に対する資金計画 _____	95
第3節	激甚災害の指定 _____	95

第5部 災害復興計画

第1章 災害復興体制の確立

第1節 復興本部の設置	99
第2節 復興計画の策定	99
第3節 専門部署の設置	99

「地震災害対策編」は、「風水害等対策編」に基づき策定したもので、計画全般にわたり「風水害等対策編」中における「風水害」並びに「災害」、「防災性」の各用語は、本編において「地震」並びに「地震災害」、「耐震性」の各用語に適宜読み替えるものとする。

第1部 総則

第1章 総則

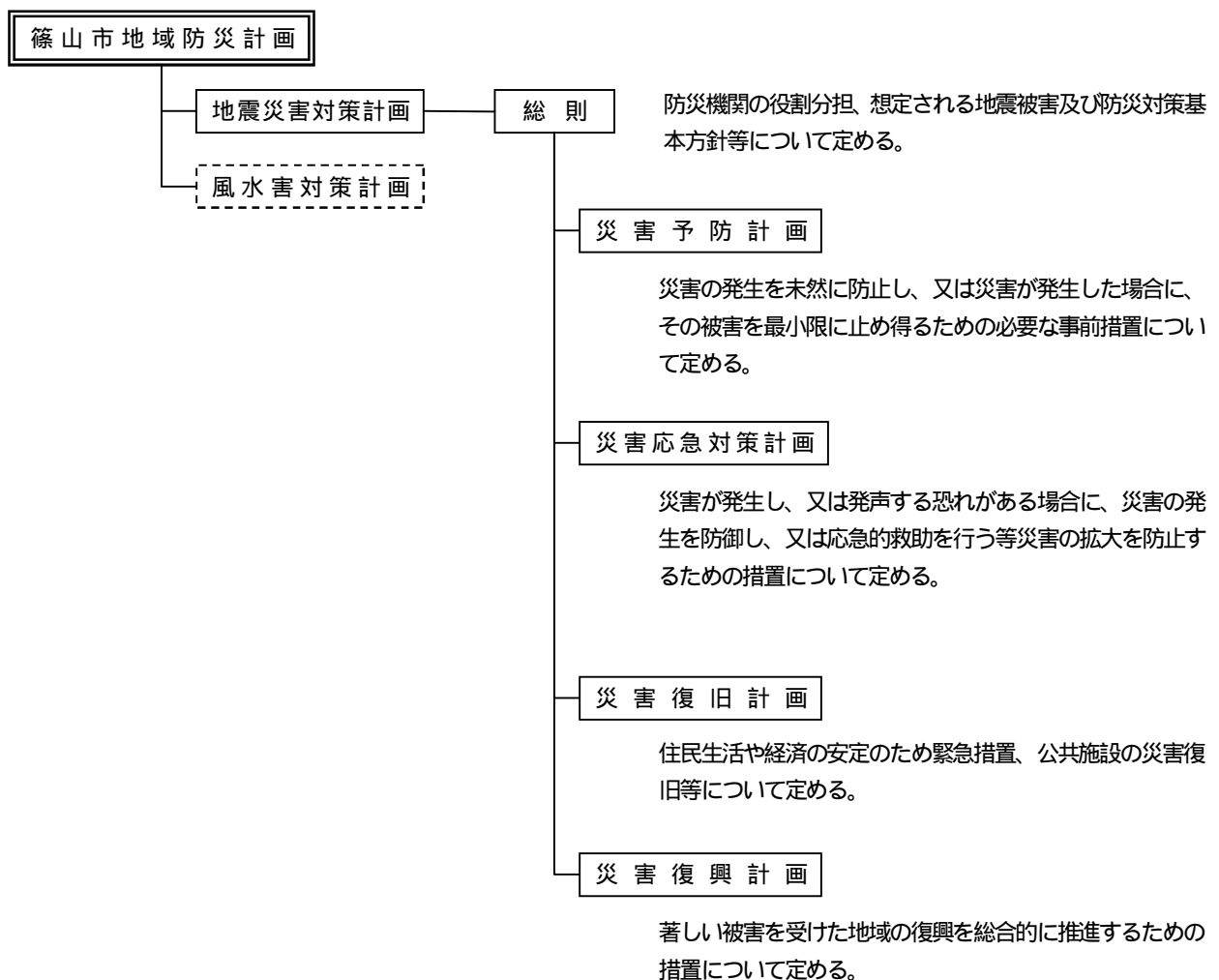
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、篠山市の地域に係る地震災害に関する対策について、その基本を定め、住民及び事業所等の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の構成及び内容

この計画は、未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震(平成7年1月17日)の経験を教訓として生かし、篠山市の地域特性より想定される災害を基礎に、防災対策の基本方針に即し、以下に示す災害に対処するための基本的な計画を定めたものである。

なお、この計画は、篠山市防災会議が作成する「篠山市地域防災計画」の「地震災害対策計画」である。



第3節 計画の見直し

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ねや、社会・経済情勢の変化等により随時見直しされるべき性格のものであるため、災害対策基本法に基づき毎年検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。
なお、10年毎に抜本的な見直しを検討する。

第4節 他計画等との関係

1 上位計画

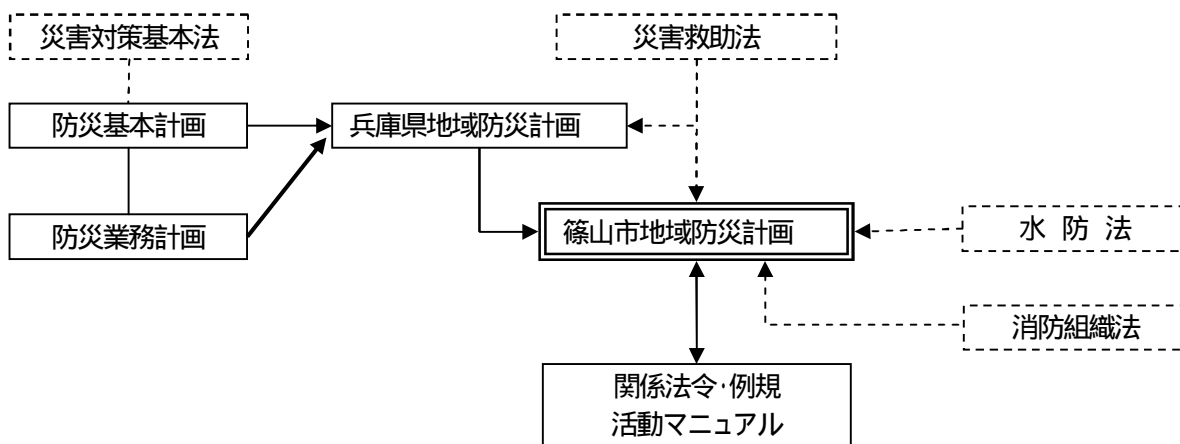
この計画は、篠山市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであることから、指定行政機関の長及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに兵庫県地域防災計画との整合を図る。

2 関連計画等

この計画は、災害時における細目的かつ具体的な消防活動(篠山市消防計画)及び水防活動(篠山市水防計画)との調整を図ったものであり、これに基づく防災上の諸活動についての実施の細目は、関係法令及び例規等に準拠するとともに、各活動の実施担当機関及び部局の長が定める(マニュアルの作成の必要性)。

3 災害救助法等との関係

この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合、又は同法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括するものである。



第5節 計画の周知

この計画は、市、防災機関並びにその他防災上重要な施設の管理者に周知徹底するほか、特に必要と認める事項は、住民及び事業所等にも周知徹底を図る。
また、市及び防災機関等は、それぞれの責務が十分に果たせるように、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する事項についての習熟に努める。

第6節 防災対策基本方針

平成7年1月17日、午前5時46分に発生した兵庫県南部地震は、阪神・淡路地域に震度6、場所によっては震度7の強い地震を引き起こした。

その被害は死者6,400人、行方不明2人、負傷者40,029人、倒壊家屋240,956棟、焼失家屋7,456棟(9,332世帯)に及び、改めて地震災害の恐ろしさと災害に対する社会の脆弱さを明らかにし、篠山市における現行防災対策に対しても、災害に強い基盤整備や活動体制の確立、各種情報の迅速で的確な収集・伝達等、いくつかの課題を提起した。

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。

防災対策基本方針は、これらの課題や基本的考え方を踏まえつつ、篠山市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢と骨格的な施策の大綱を提示することにより、今後の具体的な防災対策が進められるように、その方向性を明確化するものである。

第1 基本方針

計画の策定にあたって、次の基本方針を設定する。

1 地域防災基盤の強化

堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、防災空間・防災拠点等の整備、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通・ライフライン施設の整備を促進するほか、地盤災害の防止をはじめ市土保全対策を徹底するなど、防災基盤の強化を図る。

2 地域防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、初動体制を中心に市災害対策本部の機能をハード・ソフト両面にわたり強化するほか、ボランティア支援、医療、備蓄、緊急輸送など、市の防災体制の充実を図る。

また、大規模災害に備えるため、防災関係機関、関係団体等の縦横の連携を一層強化するほか、兵庫県及び近隣市町等との相互応援協定の締結・運用や、恒久的な災害救援組織の検討など、広域的な防災協力体制の確立を図る。

3 地域防災力の向上

自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、住民や事業所等による自主備蓄や、消火・人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、住民や事業所等の参加による地域防災体制の確立を図る。

第2 策定の重点事項

上記の基本方針を踏まえ、策定にあたっては次の重点事項に注意する。

1 上位計画(国・県)との整合・調整

- (1) 地震対策についての認識の強化 兵庫県南部地震で学んだ教訓
- (2) 防災基本計画、兵庫県地域防災計画、兵庫県防災都市計画マスタープラン(丹波地域版)との整合・調整

2 地域の防災構造の強化

- (1) 地域づくりに対する防災的視点の普及 防災理念に裏打ちされた地域整備
- (2) 計画・防災型都市計画
- (3) 地域の防災基盤の強化
 - ・建築物の耐震化促進
 - ・建築物の不燃化促進
 - ・広幅員道路の整備

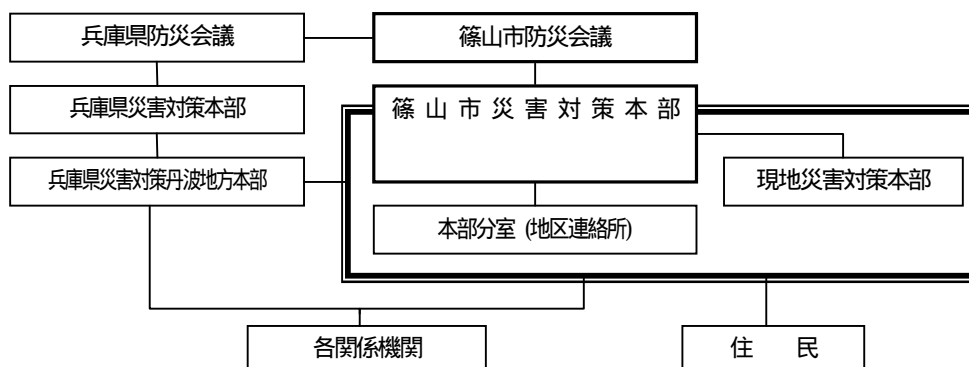
- ・地震災害(二次災害)に対応できる防火・消火施設及び設備の整備・強化
 - ・橋梁、道路の耐震点検及び耐震性促進
 - ・公園、緑地等防災空間・広域防災帯の整備
 - ・防災拠点の整備充実(地域防災拠点、コミュニティ防災拠点、地域安心拠点)
 - (4) 地域の特性に応じた防災対策への取り組み
 - ・伝統的な防災の工夫や知恵による大火・洪水への対応
 - ・篠山川等河川決壊、橋梁崩壊等によるライフライン等分断への対応
 - (5) 分断を予防する対策(通信、備蓄、橋梁・道路整備など)
 - (6) 分断した場合の対策(救援・救護、交通路・通信確保、物資輸送など)
- 3 防災体制の柔軟化・複合化
- (1) 地域特性に応じた体制整備
 - ・地理・地形条件 対応の迅速さと自主防災化の徹底
 - ・社会的条件 広域的連携の強化
 - (2) 地震災害の特性に応じた体制の強化 予測不可能、同時多発、複合化への対応
 - ・災害の地域的広がりに応じた体制(広域 局地)
 - ・災害程度(地震の強さ)に応じた体制
- 4 初動体制の合理化・効率化
- (1) 迅速な初動体制の確立と初動活動による情報の収集・伝達
 - ・災害規模に応じた初動体制
 - ・勤務時間外対応の強化(連絡体制の徹底と交代要員の確保)
 - (2) 初動期の任務・役割分担の明確化
 - ・災害対策本部編成と連動した初動体制
 - (3) 災害対策本部設置へのすみやかな体制移行
 - ・正確かつすみやかな情報の伝達
 - ・初期防災活動の徹底
 - (4) 指揮命令系統の一元化
- 5 住民、事業所等の参加による地域の防災システムづくり
- (1) 住民、事業所等に対する防災知識の周知、防災学習の推進
 - ・啓発活動
 - ・防災学習
 - ・防災訓練
 - (2) コミュニティの活用及び活性化
 - ・コミュニティ意識の強化
 - ・コミュニティリーダーの育成
 - (3) 自主防災組織の育成と強化
 - ・地域自主防災組織
 - ・職域自主防災組織(学校、事業所)
 - ・自主防災組織の情報ネットワーク促進と行政との連携強化
 - (4) 防災拠点機能の強化
 - ・コミュニティ防災拠点の整備
 - ・各拠点の平常時及び災害時の利活用の明確化
- 6 ネットワーク型の広域防災体制の確立
- (1) 広域災害を前提とした各関係機関との連携及び協力体制の強化
 - (2) 複合的な情報ネットワークの整備

- ・フェニックス防災システム
 - ・防災行政無線
 - ・非常通信(有線・無線)
 - ・消防無線、警察通信無線
 - (3) 地域住民への効率的・多角的な情報提供体制の確立
 - (4) 交通ネットワークの整備
 - ・広域幹線道路網
 - ・ヘリポート
- 7 災害時要援護者に対する対応の充実
- (1) 高齢者、障害者、乳幼児等への対応の充実
 - ・災害時要援護者に関する情報の把握
 - ・災害時要援護者利用施設における防災対策の確立
 - (2) コミュニティの活用による相互扶助体制の確立
 - (3) 市外者(観光客、通学者、通過者など)への対応の充実
 - ・災害発生時における対応の確立

第7節 防災機関等の役割

第1 篠山市地域防災組織

篠山市の地域における防災組織は、次のとおりである。



注1)必要に応じ現地災害対策本部を設置し対応する。

1 篠山市防災会議

篠山市防災会議は、災害対策基本法及び篠山市防災会議条例に基づき設置された機関であり、その所掌事務は次のとおりである。なお、会議運営の事務は総務部総務課において処理する。

(1) 所掌事務

- 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること
- 水防法第25条の水防計画その他水防に関し調査審議すること
- 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

【資料編】篠山市防災会議条例

2 篠山市災害対策本部

災害対策基本法及び篠山市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市長は篠山市地域防災計画の定めるところにより、篠山市災害対策本部を設置する。

【資料編】篠山市災害対策本部条例

第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

篠山市、兵庫県、篠山市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊及び指定公共機関並びに指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、篠山市の地域に係る防災に寄与する。災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が、防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 篠山市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
篠山市	1 篠山市防災会議に関する事務 2 災害予防に関する事務又は業務の総合調整 3 市土の保全、防災構造の強化など、地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災関連施設・設備の整備及びライフラインの新設・改良 6 医療、物資及び資機材の備	1 災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 災害応急対策に関する組織の設置・運営 3 水防・消防その他の応急措置 4 災害に関する予報又は警報の伝達 5 災害及び被害に関する情報の収集・伝達	1 災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 被害調査の実施 3 市施設及びライフライン等の復旧 4 被災者の生活支援 5 その他篠山市の地域に係る災害復旧	1 災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 災害復興に係る組織の設置・運営 3 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境

	蓄、輸送等の防災体制の整備 7 篠山市における公共的団体、並びに自主防災組織の育成指導 8 防災に関する学習の実施 9 防災に関する知識の普及 10 防災訓練の実施 11 その他篠山市の地域に係る災害予防の推進	6 災害情報の提供と相談活動の実施 7 被災者の避難・誘導、救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 教育対策の実施 11 災害の拡大防止 12 市施設等の応急対策の実施 13 その他篠山市の地域に係る災害応急対策の推進	の推進	生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施 4 その他篠山市の地域に係る災害復興の推進
--	--	--	-----	--

2 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局 企業庁	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施 5 その他篠山市の地域に係る災害復興の推進
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設(所管)の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒の心のケアの実施
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等		

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信の確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		

地震災害対策 第1部 第1章

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿財務局 神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 国有財産(普通財産)の被害状況の把握	1 災害復旧事業費の査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業(起債分)の査定及び災害融資 3 金融機関に対する緊急措置の指示	復興住宅建設 候補地の提示
近畿厚生局		災害時における医療救護		
近畿労働局 (伊丹労働基準監督署)	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導	
近畿中国森林管理局 (兵庫森林管理署神戸事務所)	1 国有保安林、治山施設落石防止等の整備 2 国有林における予防、治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局 (神戸通商事務所)	危険物等の保安確保対策の推進	1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保 3 危険物等の保安の確保	1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興	1 被災地の復興支援 2 ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
近畿地方整備局 (姫路工事事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止	直轄公共土木施設の復旧	
近畿運輸局 (兵庫陸運支局)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係業者等に対する支援
大阪航空局		1 災害時における航空機によ		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
(大阪空港事務所)		る輸送の安全確保 2 遭難航空機の捜索及び救助		
大阪管区気象台 (神戸海洋気象台)		気象、地象、水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時、適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時、適切な提供

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊第3中隊)		人命救助又は財産の保護のための 応急対策の支援		

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
郵便局株式会社、 郵便局株式会社 (篠山郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (柏原赤十字病院)		1 災害時における医療救護 2 救援物資・義援金の募集・配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
日本道路公団 (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (篠山口駅)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫県導管部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	
日本通運株式会社 (伊丹川西支店篠山営業所)		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力株式会社 (三田営業所・篠山営業所)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
KDDI株式会社 (関西支社・ au 関西支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の復旧	

6 指定地方公共機関

地震災害対策 第1部 第1章

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 神姫バス株式会社 (柏原営業所篠山出張所) 阪急バス株式会社 (猪名川営業所) 社団法人兵庫県トラック協会 (丹有支部、丹有地区輸送事業協同組合)		災害時における緊急陸上輸送		
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン(丹波総局) Kiss-FM KOBE 株式会社	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人兵庫県医師会 (篠山市医師会)		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
社団法人兵庫県エルピーガス防災協会 (摂丹支部)	エルピーガス供給設備の防災管理	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給	被災エルピーガス供給設備の復旧	

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
篠山市社会福祉協議会	1 地域における災害時要援護者の把握等への協力 2 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力	1 市が行う避難及び応急対策への協力 2 被災者の保護及び救護物資の支給	被災者に対する市支援への協力	被災者に対する市支援への協力
農業協同組合	1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 2 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理指導	1 県、市が行う被害応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 農業生産資機材、生活用品、食料品等の確保及び供給(売却)	1 県、市が行う被害状況調査への協力 2 被災農家に対する融資の斡旋・指導	1 県、市が行う被害状況調査への協力 2 被災農家に対する融資の斡旋・指導
商工会	防災訓練、事業者に対する防災知識の普及への協力	1 市が行う被害応急対策への協力 2 救助用物資の確保についての協力	1 市が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力	1 市が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力
病院等医療施設の管理者	避難施設の整備と避難訓練の実施	1 災害時における収容者の保護及び誘導 2 災害時における病人等の収容保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産		
金融機関			被災事業者に対する資金融資	被災事業者に対する資金融資
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備	関係機関への被害状況及び応急対策の実施状況の報告		
社団法人日本ガス協会	防災訓練、防災知識普及への協力	災害応急対策の支援	災害復旧の支援	災害復興の支援
篠山都市ガス株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	
兵庫県プロパンガス協会	プロパンガス供給設備の防災管理	1 プロパンガス供給設備の応急対策の実施	被災プロパンガス供給設備の復旧	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
(摂丹支部篠山地区会)		2 災害時におけるプロパンガスの供給		
道路輸送機関 京阪京都交通株式会社		災害時における緊急陸上輸送		

第3 住民及び事業者の責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、公的な防災機関は、その総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

こうした実状を踏まえ、地域住民及び事業者は、「自らの安全は自らの手で守る」という認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講じるとともに、災害時には防災機関の協力と指導のもとに可能な限り応急復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するように努めなければならない。

また、地域の事業所は、地域における自治会等と緊密な連携をとり、防災活動の推進に協力することが求められる。

1 住民の果たすべき役割

地震災害による被害を軽減するため、火災などの二次的災害の防止に努め、地域住民による自主防災組織などの組織的な防災体制の確立を図る。

(1) 平時から実施する事項

- 地震防災に関する知識の修得
- 地域固有の災害危険性の理解と認識
- 家屋・ブロック塀の点検と補強(耐震化の促進)、家屋の転倒防止対策
- 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 避難場所、避難路、収容避難所等の確認
- 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄(非常用持ち出し3日分)
- 各種防災訓練への参加(初期消火、救出、避難等)

(2) 災害発生時に実施が必要となる事項

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置及び初期消火
- 近隣の声かけ合いと適切な避難
- 組織的な応急復旧活動への参加と協力

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、各地区(小学校区)における自治会を含めた自主防災組織のもとで、地域住民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。

地域の実状に即した住民の組織力を強化し、「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

(1) 平時から実施する事項

- 自主防災組織の指導者(リーダー)の養成と組織的活動の活性化
- 地域内における危険箇所の点検や防災関連施設の確認
- 地域内における一人暮らしや高齢夫婦世帯等災害時要援護者の把握
- 各種防災訓練の実施(初期消火、救出、避難等)
- 防災用資機材の備蓄及び管理
- 地震防災に関する知識の普及・啓発
- 防災計画書の作成

(2) 災害発生時に実施が必要となる事項

- 適切な情報の収集及び伝達と地域住民に対する広報活動
- 初期消火及び延焼防止の実施
- 適切な避難誘導と避難所運営体制の確立

負傷者や災害時要援護者の救出・救護
飲料水、食糧等の救援物資の仕分け及び炊き出しの支援・協力
被災地の保全と防犯活動

3 事業者の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより、従業員や利用者等の安全を確保するほか、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

(1) 平時から実施する事項

防災責任者の育成
建築物の耐震化の促進
施設・設備の安全管理
防災訓練の実施
従業員に対する地震防災に関する知識の普及
自主防災組織の結成と防災計画の作成
防災用資機材の備蓄及び管理
飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
広告、外装材等の落下防止

(2) 災害発生時に実施が必要となる事項

正確な情報の収集及び伝達
初期消火の実施
従業員、利用者等の避難誘導
応急救助・救護
ボランティア活動への支援

第2章 篠山市の特性と既往の地震災害

篠山市の自然条件(地形、地質等)及び社会条件、並びに篠山市周辺における既往地震とその被害、篠山市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定とその危険性は、以下のとおりである。

第1節 自然条件の特性

第1 地勢

篠山市は兵庫県の中東部に位置し、市域は東西約30km、南北約20km、総面積377.61km²である。北部には山岳を中心とする多紀連山山地が、南部には深山山地が走り、この両山地に囲まれて篠山盆地が開けている。この盆地は標高約200mで、その中央を篠山川の清流が東から西へと流れ北へ由良川、南へ武庫川が流れている。

第2 地形

1 河川

市内の河川は加古川水系、由良川水系であり、篠山川はその加古川水系の一大支流である。

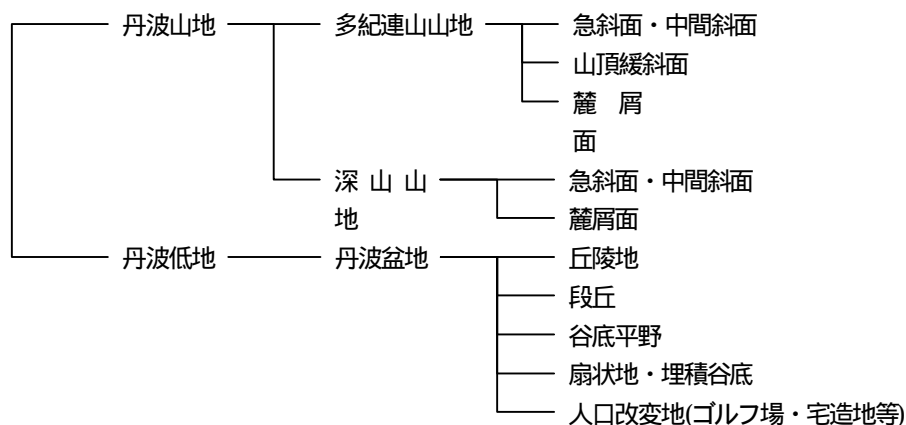
また、北部は由良川水系、南部は武庫川水系となり、流域に谷底平野を発達させている。

さらに、篠山市には県営事業により造成された農業用ダムが5箇所(藤岡ダム、罫市ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、黒石ダム)あり、農地の灌がい用水源として大切な役割を果たしている。

2 地形

篠山市の地形は、大きくは丹波山地(高地)と丹波低地(篠山盆地)の2つに分けられる。丹波山地は主要な断層線や起伏等から大小いくつかの地塊(断層)山地に分けられ、丹波低地は丘陵地や段丘面、谷底平野等に区分できる。

篠山市の主な地形



・多紀連山山地

篠山市の北縁には、丹波市柏原町向山から約30kmにわたる標高600~800m級の山々が線状に続き、多紀アルプスとも呼ばれている。

・深山山地

深山山地は篠山市の南側に連なる山地で、標高300~800m級の山々となっている。とくに東部では700m以上の山々がそびえ、その北側斜面は白髪岳断層崖と称される急斜面となり、ほぼ直線上に東西に連なっている。

・麓斜面

麓斜面とは、山地斜面の下方に発達している主として岩屑の堆積物より成る緩斜面で、篠山市にはこの分布が著しく、全域にわたって散在している。

・篠山盆地

篠山盆地は北側を多紀連山山地、南側を深山山地に囲まれた、東西に長くのびる盆地であり、その中を篠山川が西流している。盆地の大きさは、東西約12km、南北約4kmである。

盆地底には、篠山層群よりなる小丘陵が散在している。また、盆地底は地形的には、西方では段丘化しているが、東部では篠山川の沖積地となっている。高度は200～230mくらいである。

西部では低位段丘が広く発達し、その背後には扇状地が、そしてさらにその背後には麓屑面が見られる。東部は篠山川と初井川の谷底平野が続き、その周辺には丘陵地や扇状地、麓屑面がみられる。また、一部には低位段丘がみられる。

第3 地質

篠山市の地質を地史上の古い順に見ていくと、次のとおりとなる。

・ジュラ紀以前

篠山市の山地の大部分及び丘陵地の一部は、丹波層群及び新荘層と称される堅固な古成層(3億年前)を基盤としている。

・白亜紀

篠山盆地の平地に散在する島状の多くの丘陵と盆地周縁部の丘陵は、中生代白亜紀の篠山層群から成り、風化が進んでいる。また、三田市や猪名川町との境界部分の山地の一部は、中生代白亜紀の有馬層群の累層である火山性岩石から成る。

・洪積世

中礫を主とする角礫層と砂・粘土の互層から成る後川累層と称される半固結堆積物などで、市全域に散在する麓屑面や扇状地・埋積谷底などに見られる。

・沖積世

礫・砂及び泥から成る沖積層は、篠山川、初井川、羽束川などの流域に分布し、谷底平野を形成している。

また、中礫、大礫、巨礫などで構成される低位段丘堆積物は、篠山川をはじめ諸河川沿いに現平野より高い面を発達させ、篠山市の市街地や集落が形成されている。

篠山市の地質

地質時代	地 質 内 容	主な岩体・地層
沖積世 (新生代・第四紀 ・完新世)	・礫・砂及び泥 —— 未固結堆積物 ・礫及び砂 —— 未固結堆積物	沖積層 崖錐及び扇状地堆積物 低位段丘堆積物
洪積世 (新生代・第四紀 ・更新世～完新世)	・礫・砂及び泥 —— 半固結堆積物	後川累層
白亜紀 (中生代)	・単斜輝石含有 角閃石安山岩 火砕岩 ・泥岩・砂岩及び礫岩 ・黒雲母流紋岩 凝灰角礫岩及び 火山礫凝灰岩 ・流紋岩溶結凝灰岩 —— 火山性岩石 ・細粒閃緑岩・トーナ ル岩及び花崗閃緑岩 —— 深成岩 ・珪長岩・アブライト 及び文象斑岩 ・流紋岩 ・かんらん石単斜輝石 斜方輝石安山岩 ・花崗班岩 ・安山岩など	篠山層群 有馬層群 岩脈

地質時代	地質内容	主な岩体・地層
ジュラ紀以前 (中生代～古生代)	<ul style="list-style-type: none"> ・頁岩及び泥質混在岩 ・層状チャート・珪質頁岩をはさむ ・頁岩及び泥質混在岩 ・砂岩及び砂岩泥岩互層 ・酸性凝灰岩 ・塩基性溶岩～輝緑凝灰岩 ・緑色岩類 ・頁岩及び石質ワッケ 	<ul style="list-style-type: none"> — 丹波層群 — 丹波帯 — 新荘層 — 超丹波帯

第4 地盤条件

篠山市の地盤条件は、次の5種類に区分される。

篠山市の地盤区分基準

地盤のランク		地形条件	地質条件
A	第1種 良	山地(多紀連山山地、深山山地)	ジュラ紀以前～白亜紀の丹波層群・篠山層群
B	第2種 やや良	丘陵地・段丘	洪積世の後川累層など
C	第3種 普通	扇状地・埋積谷底、麓層面	沖積世の崖錐及び扇状地堆積物など
D ₁	第3種 やや悪	谷底平野などの低地の一般面	砂質沖積層
D ₂	第4種 悪	人工改変地	盛土

注1) 地盤区分は、建築基準法に基づく建設省告示第1074号(昭和27年)に準じる。

2) 人工改変地では、高い盛土地、埋土地、干拓地が一般的に危険である。なお、人工改変地は工法によって地盤の良否は異なる。

「A」及び「B」ランク 山地や丘陵地・段丘等に相当する地盤で、比較的硬質な地盤条件である。「A」ランクの地盤は森林としての利用がほとんどであるが、「B」ランクの地盤には中心市街地や主要な集落が集積している。

「C」ランク 面積的には小規模で、土地利用としては一部工場や集落などの集積もみられるが、森林が多い。

「D₁」及び「D₂」ランク 低地や人工改変地(盛土部分)に相当する地盤で、比較的軟弱な地盤条件である。河川沿いに市街地や集落の集積もみられ、主要な人工改変地としては、ゴルフ場を除くと宅地、学校、工業団地などである。一般に、比較的強い地震動が生じ、建築物や土木構造物に対する被害も大きくなることが予想される。また、これらの地盤区分においては、未固結の地盤を形成することから、地盤の液状化の可能性もある。

第2節 社会条件の特性

第1 人口・世帯数

篠山市の人口・世帯数は、平成12年国勢調査によると46,352人、14,585世帯である。

また、年齢構成を見ると65才以上の高齢者の占める割合は24.4%で、高齢化率が高い。高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに65歳以上の高齢夫婦も多く、地震災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障害者は高齢者と重複する人も多いと思われるが、障害者や高齢者、子どもなども含めたいわゆる災害時要援護者に対する各地区の避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。

また、篠山市はデカンショ節や丹波焼のまちとして全国に広く知られ、昔ながらの家並みなど長い歴史の中で守り育てられた文化や自然を求めて、年間約200万人の観光客が訪れている。今後も交流都市の構築を目指している中で、観光客にとっても安全なまちづくりが課題である。

第2 建築物

篠山市の建築物(付属家等含む)は平成14年現在約43,000棟あり、篠山地区にその半数が集中し、丹南地区に30%、西紀地区、今田地区にそれぞれ10%ずつ立地している。また、木造建築物の割合は79%で、地区別では大差ない。建築物の密集する篠山城跡および篠山口駅周辺での火災発生時には、被害が多くなる可能性がある。

第3 教育・社会福祉施設等

篠山市内には、若年齢者教育施設として幼稚園14、小学校19、中学校5、特別支援学校1が整備されており、社会福祉施設として保育園11、介護支援センター5、デイサービスセンター7、特別養護老人ホーム4、養護老人ホーム1、知的障害者デイサービスセンター1、知的障害者入所更生施設1、知的障害者通所更生施設1、知的障害者通所授産施設1、精神障害者地域生活支援センター1、知的障害者グループホーム2、知的障害者生活ホーム1、知的障害者訓練ホーム1が整備されており、現在身体障害者デイサービスセンター及び障害児通園施設の整備が進められている。

第4 道路・橋梁

篠山市の主要な交通網は、道路では国道173号、176号及び372号をはじめとして、主要地方道8路線、一般県道27路線、市道(1級55路線、2級114路線)及び一般市道、農道、林道、私道からなっている。

主要な道路は、谷底平野などの低地部の浸水危険性がある地域を通り、河川に沿っているため橋梁も多い。これまで台風や低気圧に伴う大雨で、しばしば橋梁が流されたりしている。また、山地部を通る区間も多く、大雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

第5 都市化の状況(土地利用変遷)

篠山市は、古くから篠山城跡を中心とする篠山地区の人口集積が大きく、市街地もここを中心に発展してきている。戦後、篠山城周辺に限られた中心市街地は、昭和50年代になると四方に拡大し、低位段丘上の小山も削りとられ、宅地化されている。またJR篠山口駅周辺には住宅開発が進み、商業集積も進んでいる。

一方、市街地以外の各集落は、戦後道路沿いに小規模に分散立地していたが、昭和50年代になると、各集落の集積も拡大するとともに、道路沿いに中心集落が拡大している。

篠山市の中心市街地及び各集落は、地盤振動や液状化などの地盤条件面では比較的 안전한区域も多い。しかし、建築物の構造面からみて老朽木造率が高く、倒壊の危険性が高い。

また、谷底平野など低地部の軟弱地盤上での市街地・集落の拡大や丘陵地などでの人工改変地(盛土・埋土)についても、地震動や地盤液状化に注意する必要がある。

第3節 既往地震とその被害

第1 篠山市周辺の地震活動

「新編日本被害地震総覧・増補改訂版」(宇佐美龍夫著、東京大学出版会、1996年)を基に、篠山市及び周辺地域に被害を及ぼしたと思われる地震、あるいは防災上考慮すべき大規模地震を以下に示す。この中で、震度分布図があり篠山市においても震度5を示したことが明確な地震は、1596年の伏見桃山地震、1662年の大溝地震、1854年の安政東海地震、1854年の安政南海地震の4件である。

また、20世紀だけをみれば、兵庫県では1925年の北但馬地震、1946年の南海地震、1995年の兵庫県南部地震の3件については死傷者が多く、被害が大きい。

地震災害履歴一覧

番号	西 曆	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチュード	地域・被害
	年 月 日	年 月 日	震災の強い地方名		
1	599.5.28	推古 7.4.27	大和	7.0	倒壊家屋を生じた。『日本書記』に「地震神を祭らしむ」とある。
2	701.5.12	大宝1.3.26	丹波	-	地震うこと3日。凡海郷(当時南北6.4km、東西2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島(大島)と覆島(小島)であるという。
3	734.5.18	天平6.4.7	-	-	被災地域は畿内・七道諸国に及び、天下の百姓廬舎倒潰、圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れが無数に生じた。
4	745.6.15	天平7.4.27	1365°35.4° 美濃	7.9	美濃にて檜館・正倉・仏寺・堂塔・百姓廬舎多く倒潰。摂津で余震20日間やまず。
5	827.8.11	天長4.7.12	1353/450° 京都	6.5- 7.0	舎屋多く潰れ、余震が翌年6月まであった。
6	868.8.3	貞観10.7.8	1348'34.8' 播磨山城	7.0	播磨諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔ごとごとく頽倒。京都では垣屋崩れるものあり。震央は一応播磨の国府(現姫路)とするが、山崎断層の活動によっても考えられる。
7	887.8.26	仁和 3.7.30	135.0°33.0° 五畿七道	8.0- 8.5	京都で諸司の舎屋及び東西両京の民家の倒潰多く、圧死者多数
8	938.5.22	承平 8.4.15 (天慶1)	135.8°35.0° 京都・紀伊	7.0	宮中の内膳司類れ死者4人、その他東西両京の舎屋、築垣倒れるもの多く、堂塔仏像も多く倒れる。余震極めて多し。
9	976.7.22	天延 4.6.18 (貞元1)	135.8°34.9° 山城・近江	6.7~	両京で屋舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。余震極めて多し。
10	1070.12.1	延久 2.10.20	135.8°34.8° 山城・大和	6.0~ 6.5	東大寺の巨鐘の鈕切れ落つ。京都では家々の築垣損ず。
11	1096.12.10	嘉保 3.11.24 (永長1)	137~138° 33 3/4°~34 1/4° 畿内・東海道	8.0~ 8.5	大極殿小破。京都では震動の割に被害僅少。東大寺の巨鐘また落つ。近江の勢多橋落つ。余震多し。
12	1099.2.22	承德 3.1.24 (康和1)	135~136° 32.5~33.5° 南海道・畿内	8.0~ 8.3	摂津天王寺廻廊倒る。土佐で田千余町(約1,000ha)みな海に沈む。
13	1177.11.26	治承1.10.27	135.8°34.7° 大和	6.0~ 6.5	東大寺大仏の螺髪及び巨鐘落ち印蔵の丑寅の角類れ落つ。京都にても地震強し。
14	1185.8.13	元歴 2.7.9 (文治1)	135.8°35.0° 山城・大和	7.4	京都の震害とくに大。社寺・家屋の倒潰破壊多く死者多数。宇治橋落つ。
15	1317.2.24	正和 6.1.5 (文保1)	135.8°35.0° 京都	6.5- 7.0	これより先1月3日京都に強震。余震多く、この日大地震。白河辺の人家ごとごとく潰れ、死者5人。諸寺に被害、清水寺出火。
16	1350.7.6	正平 5.5.23	135.8°35.0° 京都	6.0	祇園社の石塔の九輪が落ち砕けた。余震が7月初旬まで続いた。
17	1360.11.22	正平 15.10.5	136.2°33.4° 紀伊・摂津	7.5- 8.0	4日に大震、5日に再震、6日の六ツ時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで襲来し、人

地震災害対策 第1部 第2章

番号	西 曆	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチ ユード	地域・被害
	年 月 日	年 月 日	震災の強い地方名		
					馬牛の死多しというも疑わしい。
18	1361. 8. 3	正平 16. 6.24	135.0° 33.0° 畿内・土佐・阿波	8 1/4 -8.5	摂津四天王寺の金堂転倒し、5人圧死、山城東寺の講堂傾く。その他、諸寺諸堂に被害が多しまた津波による被害や余震多し
19	1425.12.23	応永 32.11. 5	135.8° 35.0° 京都	6.0	築垣多く崩れる。この日終日震う。
20	1449. 5.13	天安 16. 4.12 (宝徳 1)	135.3/4° 35.0° 山城・大和	5 3/4 -6.5	10 日から地震あり。京都の仙洞御所傾き、東寺では築地壊れ、南大門など破損、洛中の堂塔、築地の被害多し。東山・西山でところどころ地裂ける。若狭街道長坂の辺で山崩れ、人馬多く死す。淀大橋3間、桂橋2間落ちる。余震は7月まで続く。
21	1494. 6.19	明応 3. 5. 7	135.7° 34.6° 奈良	6.0	東大寺等破損、矢田庄の民家多く破損、余震翌年に及ぶ。
22	1498. 9.20	明応 7. 8.25	138.0° 34.0° 東海道全般	8.2~ 8.4	かなり震域の広い地震があり、京都・三河・熊野で強かった。これには被害の記録は見当たらない。震害に比して津波の被害が大きく、津波は紀伊から房総の海岸を襲った。
23	1510. 9.21	永正 7. 8. 8	135.6° 34.6° 摂津・河内	6.5~ 7.0	河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺潰れ、摂津四天王寺の石の鳥居金堂の本尊も大破。大阪で潰死者あり。余震 70 余日続く。
24	1520. 4. 4	永正 17. 3. 7	136.0° 33.0° 紀伊・京都	-	熊野・那智の寺院破壊。津波あり、民家流出。京都で禁中の築地所々破損した。
25	1579. 2.25	天正 7.1.20	135.5° 36.0° 摂津	6.2	四天王寺の鳥居崩れ、少々家屋のつかい離る。余震3日にわたる。
26	1586.1.18	天正 13.11.29	136.9° 36.0° 畿内、東海、東山、 北陸諸道	7.8± 0.1	飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ、雲山城埋没し、多数圧死。越中・大垣・尾張・近江長浜・京都など被害は広域に及び、阿波にも地割れを生じたという。余震は翌年まで続く。
27	1596. 9. 5 伏見桃山地震	文禄 5. 7.13 (慶長 1)	135.6° 34.7° 京都及び畿内	7 ¹ / ₂ ± 1/4	京都三条より伏見に至る間の被害多く、伏見城の天守大破、石垣崩れ、上臈 73 人・中居下女 500 余人圧死。大阪・神戸でも潰家極めて多く、有馬温泉で湯屋・民家破壊、熱泉に変ず。須磨寺の本堂など崩れ、兵庫で一軒残らず崩れ出火という。全体で死者 1,500 人余。余震は翌年4月まで続いた。
28	1605. 2. 3 慶長地震	慶長 9.12.16	A 138.5° 33.5° B 134.9° 33.0° 東海・南海・西 海諸道	7.9	2つの地震 A・B が生じたものと考えられる。震害の記録は淡路島安坂村千光寺の講堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波は犬吠崎から九州までの太平洋岸に襲撃して、各地で死者を多数出し、家屋流失も多し。
29	1618. 9.30	元和 4. 8.12	京都	-	不動院大破する。
30	1662. 6.16 大溝地震	寛文 2. 5. 1	136.0° 35.2° 山城・大和・河内・ 和泉・摂津丹後・若 狭・近江・美濃・伊 勢・駿河・三河・信 濃	7 1/4 ~7.6	比良岳付近の被害が甚大。彦根・膳所・亀山・小浜・篠山・桑名・高須・大阪・水口・伏見・高槻・岸和田・淀(山城)・尼ヶ崎などの諸城では石垣・櫓・塀・多門などにさまざまな被害あり。合計で死者 880 人余、家潰約 4,500 戸。花折断層あるいは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。
31	1664. 1. 4	寛文 3.12. 6	京都・山城	5.9	二条城や伏見の諸邸破損、洛中の築垣所々崩れる。余震が月末まで続いた。
32	1665. 6.25	寛文 5. 5.12	京都	6.0	二条城の石垣 12~13 間崩れ、二の丸殿舎など少々破損。
33	1707.10.28 宝永地震	宝永 4.10. 4	135.9° 33.2° 五畿七道	8.4	わが国最大級の地震の1つ。家屋倒潰地域は、駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美

番号	西 曆	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチ ユード	地域・被害
	年 月 日	年 月 日	震災の強い地方名		
					濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山、及び中国・四国・九州に及び、大阪の被害は文献によりまちまちであるが崩家 1,000 戸余、崩橋 50 余、死者 500 人余、他に溺死1万人余という。全体で少なくとも死者2万人、潰家6万戸、流失家屋2万戸。
34	1708. 2.13	宝永 5. 1.22	紀伊・伊勢・京都	-	京都では前年10月4日以来の大震という。宝永地震の余震か？
35	1751. 3.26	寛延 4. 2.29 (宝暦 1)	135.8° 35.0° 京都	5.5 ~ 6.0	諸社寺の築地や町屋など破損。土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れあるいは損あり。鳥取・金沢・大阪・池田・伊勢・長浜で有感
36	1774. 1.22	安永 2.12.11	丹後	-	屋根石多く落ちる。京都・池田で有感
37	1802.11.18	享和 2.10.23	136.5° 35.2° 畿内・名古屋	6.5 ~ 7.0	奈良春日の石灯籠かなり倒れる他、名古屋・彦根・京都等で壁落ちるなどあり。大阪・西宮・池田・白鳥・高山で強く感じ、鯖江・鳥取有感。やや深い地震か。
38	1819. 8. 2	文政 2. 6.12	136.3° 35.2° 伊勢・美濃・近江	7 1/4 ± 1/4	近江八幡で潰家 82、半潰 160、死者5人。琵琶湖の西北岸大溝でひどく、町屋損ぜざるはないという。その近くの酒波では林2反(20a)が位置を変えたという。甘呂(彦根の西)では 105 軒中 70 余潰れる。彦根では城の石垣・土留石の崩・孕6ヵ所計約 70 間。水口では城など小破。木曾川下流では香取(多度町)で 40 軒が全滅し、金廻では海寿寺潰れて圧死 70 人。傷者 300 人余。名古屋・犬山・四日市・京都などの他、金沢・敦賀・出石・池田・大阪・大和郡山などでも被害あり。
39	1830. 8.19	文政 13. 7. 2 (天保 1)	135.6° 35.1° 京都及び隣国	6.5± 0.2	烈震地域は京都市内に限られる京都での死者 280 人、傷者 1,300 人、宇治橋半は落つ。淀では城の櫓・石垣破損し、領内で潰4大津では死者1人、傷者2人、潰家6。丹波亀山(現亀岡市)では城中はたいしたことはなかったが、町在で死者4人、傷者5人、崩家41、損所50という。有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・氷見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ。余震は非常に多く2日に 400 回、3日に 600 回、4日 100 回という記事も見え、翌年に及んだ。
40	1854. 7. 9 伊賀上野地震	嘉永 7. 6.15 (安政 1)	136.0° 34.8° 伊賀・伊勢・大和及び隣国	7 1/4 ± 1/4	伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きく、木曾川・町屋川・朝明川・鈴鹿川等の土堤には裂け目ができたり、沈下したりしたところが多かった。紀伊半島沿岸では震度 ~ と推定され、住民は津波の心配をしたという。丹後の宮津・信州の伊那・大垣・岡崎でかなりゆれ、広島で有感。信州の妻籠付近で往還損じたという。
41	1854.12.23 安政東海地震	嘉永 7.11.4 (安政 1)	137.8° 34.0° 東海・東山・南海諸道	8.4	被害地域は関東から近畿に及び有感範囲は東北から九州東北半ばに及び、この地震による居宅の潰・焼失は3万軒に達すると思われるが、死者は2,000~3,000人か？
42	1854.12.24 安政南海地震	嘉永 7.11. 5 (安政 1)	135.0° 33.0° 畿内・東海・東山・北陸・南海山陰・山陽道	8.4	この地震は前の地震の 32 時間後に起きた。そのため近畿地方及びその周辺での震害や津波の様子を古文書からはっきりと2つに区分できないものが多い。大阪では津波が木津川・安治川を逆流し、死者多数を出した。
43	1858. 4. 9	安政 5. 2.26	丹後・宮津	-	宮津では地割れを生じ、家屋大破す。岩ヶ鼻

地震災害対策 第1部 第2章

番号	西 曆	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチ ユード	地域・被害
	年 月 日	年 月 日	震災の強い地方名		
					(丹後半島の伊根付近)で蔵の壁痛み、岩瀧辺も強かった。
44	1865. 2.24	元治 2. 1.29 (慶応 1)	134.8 ° 35.0 ° 播磨・丹波	6 1/4	加古川上流の杉原谷で家屋多く破壊すという。多田銀山(現猪名川町)でこの日 14~15 回の地震。加西市吉野町で大地震を感じず。震源付近で田畑損 15 石 + 1.3 反、石垣崩れ 1,965 間、山崩れ 50 間、地割れ 10 筆。
45	1891.10.28 濃尾地震	明治 24.10.28	136.6 ° 35.6 ° 愛知県・岐阜県	8.0	仙台以北を除き日本中で有感。激震地域は根尾川・揖斐川上流地方。わが国の内陸地震では最大のもの。死者 7,273 人。傷者 17,175 人。家屋全壊 142,177 戸半壊 80,324 戸。
46	1916.11.26	大正 5.11.26	135.0 ° 34.6 ° 神戸	6.1	死者 1 人、傷者 5 人。神戸・明石・淡路北部で家屋倒潰 3、破損数十、山崩れ 1、その他の小被害あり。有馬温泉の泉温が 1 上がって 53.4 となった。明治 32 年 7 月に鳴動がしきりに起こり、その前に 37 だった泉温が翌年 10 月は 47.9 になった。
47	1925. 5.23 北但馬地震	大正 14. 5.23	134.8 ° 35.6 ° 但馬北部	6.8	震央は円山川河口、城崎付近。被害の激しかったのは円山川流域の河口から南、豊岡に至る狭い地域。篠山でも未曾有の激震で、多くの者が戸外に飛び出し商店などでは陳列品が落ちて壊れたりしたという。兵庫県の死者 421 人、傷者 804 人(兵庫県資料では死者 425 人、傷者 806 人)。
48	1927. 3. 7 北丹後地震	昭和 2. 3. 7	135.2 ° 35.5 ° 京都府北西部	7.3	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、その他淡路島の北半で土塀の崩壊、家屋の小破など、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死者 2,925 人など。この地震で郷村断層とこれに直交する山田断層を生じた。建物の倒潰率の大きいところは、この断層線に沿った地域に限られている。兵庫県資料では死者 3 人、負傷者 49 人、全壊・全焼 21 戸、半壊・半焼 2,318 戸、橋梁破損 6 か所となっている。また、篠山町百年史では「篠山地方でも、びっくりして多くの者が戸外に飛び出し、中には子どもを寝かしたまま親だけ飛び出し、あわてて子どもを抱きに入ったもの、浴場では真裸のまま飛び出した女性も多く、笑えぬ悲喜劇も起こったのであった。また、余震が続いたので重要品を腰につけ、安眠することもできず、戸外に天幕を張って徹夜した者も多かった。」とある。
49	1936. 2.21 河内大和地震	昭和 11. 2.21	135.7 ° 34.6 ° 大和・河内	6.4	奈良・大阪両府県の境で震動が強かった。全壊家屋が少なく、とくに被害の集中した町村はない。震央付近に地鳴りがあり、地面の亀裂もところどころに見られた。また、道明寺村、山田村畑等、数か所で噴砂・湧水現象が見られた。
50	1943. 9.10 鳥取地震	昭和 18. 9.10	134.1 ° 35.5 ° 鳥取付近	7.2	鳥取市の被害は全体の約 80%に達する。とくに沖積地の被害が大。兵庫県北西部兵坂村にも小被害があった。
51	1944.12. 7 東南海地震	昭和 19.12. 7	136.6 ° 33.8 ° 東海道沖	7.9	被害は静岡・愛知・岐阜・三重の各県に多く、滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫の各県にも小被害があった。文献により被害実数が著しく異なる。全体で死者 998(872)人、重傷 3,059(1,859)人、住家全壊 26,130(13,586)戸、半壊

番号	西 曆	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチ ユード	地域・被害
	年 月 日	年 月 日	震災の強い地方名		
					46,950(11,854)戸、流失 3,059(約 3,000)戸といわれる。震源からの距離に関係なく沖積地・埋立地に被害大。
52	1946.12.21 南海地震	昭和 21.12.21	135.6° 33.0° 南海道沖	8.0	被害は中部地方から九州にまで及んだ。全体で死者 1,330(1,362)人、(傷者 2,632 人、不明 102 人) 家屋全壊 11,591(11,506) 戸、半壊 23,487(21,972) 戸、流失 1,451(2,109) 戸、(浸水 33,093 戸)、焼失 2,598(2,602) 戸。兵庫県資料によると兵庫県内の被害は、死者 50 人、負傷 69 人、住家の全壊・全焼 292 戸、半壊・半焼 573 戸、床上浸水 425 戸、床下浸水 361 戸、非住家の全壊 349 戸、半壊 230 戸となっている。
53	1948. 6.28 福井地震	昭和 23. 6.28	136.2° 36.2° 福井平野	7.1	規模の割合に被害が大きく、また、被害は福井平野及びその付近に限られた。この地震を機として気象庁震度階級に震度 が生まれた。福井平野中央の沖積地は被害が大きく、丸岡・森田等の町は文字どおり全壊した。震後福井市をはじめ各町で大火災を生じ、焼失戸数はおよそ 4,000 戸となった。鉄道や道路、堤防等の土木構築物の被害も大きかった。南北に地割れの連続としての断層が生じた。
54	1949. 1.20	昭和 24. 1.20	134.5° 35.6° 兵庫県北部	6.3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で微小被害があり。余震少数。
55	1952. 7.18 吉野地震	昭和 27. 7.18	135.8° 34.5° 奈良県中部	6.8	和歌山・愛知・三重・岐阜石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠約 1,600 のうち 650 が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広がっている。兵庫県では死者 1 人、傷者 13 人など。
56	1961. 5. 7	昭和 36. 5. 7	134.4° 35.1° 兵庫県西部	5.9	姫路市で小屋倒壊 1、各地で棚の落下。
57	1963. 3.27 越前岬沖地震	昭和 38. 3.27	135.8° 35.8° 福井県沖	6.9	敦賀湾・若狭湾沿岸の約 50km にわたって小被害。住家全壊 2 戸(美浜町)、半壊 4 戸、非住家全壊 3 戸、半壊 2 戸、山崩れ 1、土砂崩れ 3、その他道路の亀裂、墓石の転倒などの小被害があった。
58	1968. 8.18	昭和 43. 8.18	135.4° 35.2° 京都府中部	5.6	綾部市で住家半壊 1 戸、一部破損 1 戸、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。
59	1983.10.31	昭和 58.10.31	133.9° 35.4° 鳥取県沿岸	6.2	負傷約 10 人。倉吉市東庁舎(鉄筋コンクリート 3 階建)の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害。青谷町で約 200 戸断水。
60	1984. 5.30	昭和 59. 5.30	134.6° 35.0° 兵庫県南西部	5.6	姫路で震度 。傷者 1 人、建物一部破損 1 戸、窓ガラス割れなどあり。兵庫県で傷者 1 人、ガラス破損 29 戸、壁一部破損 26 戸。
61	1990. 1.11	平成 2. 1.11	136.0° 35.1° 滋賀県南部	4.9	最大震度は (奈良)、東海道新幹線が一時ストップし、京都でビルの窓ガラスが割れた。
62	1994. 5.28	平成 6. 5.28	136.3° 35.3° 滋賀県中東部	5.2	傷者 1 人、最大震度は彦根・四日市で であるが、通信調査によると、彦根市南部、野洲川河口付近、日野町にも震度 がある。
63	1995. 1.17 兵庫県南部地震	平成 7. 1.17	135.0° 34.6° 兵庫県南東沿岸	7.2	第2 参照
64	2000.10.6 鳥取県西部地震	平成 12.10.6	133.20°、35.16° 鳥取県西部	7.3	鳥取県日野町等で震度 6 強を観測、負傷者 182 名、住家全壊 435 戸等鳥取県内を中心に大きな被害をもたらした。

番号	西 曆	日 本 歴	震央(東経・北緯)	マグニチュード	地域・被害
	年 月 日	年 月 日	震災の強い地方名		
					なお、この地震により市内でも震度4を記録した。
65	2003.9.26 十勝沖地震	平成 15.9.26	144.04°、41.46° 釧路沖	8.0	北海道釧路町等で震度6弱を観測。負傷者849名、住家全壊116戸。苫小牧市の石油コンビナートで貯蔵タンクの火災発生。 (参考:地震調査研究推進本部が公表した長期評価で今後30年間での発生確率が60%とされていた)
			143.41°、41.42° 十勝沖	7.1	
66	2004.9.5 紀伊半島沖を震源とする地震	平成 16.9.5	136.48°、33.01°	6.9 (暫定値)	奈良県下北山村で震度5弱を観測。負傷者6名。津波の発生。
67	2004.9.5 東海道沖を震源とする地震	平成 16.9.5	137.08°、33.08°	7.4 (暫定値)	三重県松坂市を中心に震度5弱を観測。負傷者30名、住家一部損壊が4戸。津波の発生。 「紀伊半島沖を震源とする地震」から約5時間後に発生。
68	2004.10.23 新潟県中越地震	平成 16.10.23	138.52°、37.17° 新潟県中越	6.8 (暫定値)	新潟県川口町で震度7を観測。15分後にM6.0(最大震度6強)、その20分後にM6.8(最大震度6強)、更にその後約1時間後にM5.7(最大震度6弱)と立て続けに強い余震が発生。また、4日後にもM6.1(最大震度6弱)の余震が発生した。18,273世帯、61,663人を対象に避難勧告が発令され、避難者数は一時10万人を越えた。また、死者46名、負傷者約4,800名、住家被害は全壊2,827戸、半壊12,746戸に及んだ。がけ崩れ等により孤立集落が発生。河道閉塞も発生した。
70	2005.3.20 福岡県西方沖地震	平成 17.3.20	130.2°、33.7°	7.0 (暫定値)	福岡市で震度6弱を観測。死者1名、負傷者は1000名に達した。 市内でも震度1を観測した。

注) は篠山市に震度5以上を与えたことが明確な地震及び規模・位置から篠山市に中程度以上の影響を与えたと推定される地震。 は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

第2 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の概要

1 地震の発生状況

平成7年1月17日、午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震源地：淡路島北部 北緯34度6分 東経135度02分

震源の深さ：16km

各地の震度：6(神戸、洲本)、5(豊岡)、4(姫路など)

(神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町、一宮町、津名町の一部では震度7)

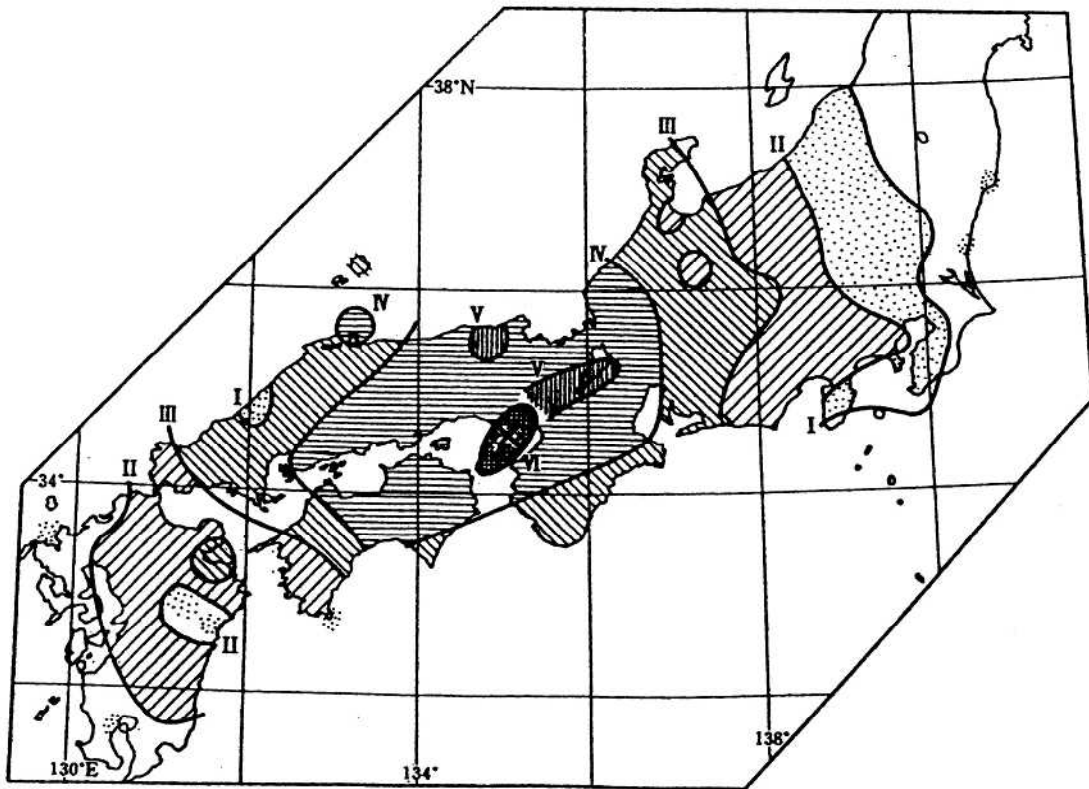
マグニチュード：7.2

最大加速度：818gal(南北成分、神戸海洋気象台)

2 地震の特徴

- (1) 人口350万人余が密集し、わが国の経済活動の中核を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域の直下で発生した内陸・都市直下型地震であった。
- (2) 深さ16kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプであった。このため、地震の継続時間が短い反面、振幅が最大18cmと観測史上最大の強い揺れを観測した。

震度分布



3 被害の概要

(1) 被害の特徴

大都市を直撃した地震のため、電気、水道、ガスなどの被害が広範囲となるとともに、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに壊滅的な打撃を与えた。

古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、とくに神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。

神戸・阪神地域という人口密集地に発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

(2) 被害の概要

災害救助法指定市町数	10市10町
死者	6,401人
行方不明	3人
負傷者	40,092人
倒壊家屋	240,956棟 439,607世帯
焼失家屋	7,456棟 9,322世帯
避難箇所数・人数(ピーク時、平成7年1月23日)	1,153箇所 316,678人

(3) 篠山市の被害

篠山市では人的被害はなく、他の被害も軽微であった。しかし、これまでにない大きな揺れを経験した。

被災状況について

区分	死者	行方不明	負傷者	全壊		半壊		焼失棟数	
				棟数	世帯数	棟数	世帯数	全焼	半焼
神戸市	4,564	2	14,678	61,800	113,571	51,125	119,631	7,046	333
尼崎市	49	0	7,145	5,688	11,034	36,002	51,540	8	0
西宮市	1,126	1	6,386	20,667	34,042	14,597	27,072	50	2
芦屋市	443	0	3,175	3,915	7,739	3,571	9,927	11	1
伊丹市	22	0	2,716	1,395	2,434	7,499	14,372	1	0
宝塚市	117	0	2,201	3,559	5,541	9,313	14,819	2	0
川西市	4	0	551	554	659	2,728	3,057	0	0
三田市	0	0	23	0	0	0	0	0	0
猪名川町	0	0	3	0	0	0	0	0	0
明石市	10	0	1,884	2,941	4,239	6,673	10,957	0	0
加古川市	2	0	15	0	0	13	13	0	0
三木市	1	0	19	24	25	94	113	0	0
高砂市	1	0	8	0	0	1	1	0	0
小野市	0	0	3	0	0	0	0	0	0
吉川町	0	0	0	1	1	0	0	0	0
東条町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
稲美町	0	0	11	0	0	0	0	0	0
播磨町	0	0	1	0	0	11	16	0	0
加西市	0	0	1	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	0	2	0	0	1	1	0	0
日高町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
柏原町	0	0	0	0	0	1	1	0	0
氷上町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
洲本市	4	0	44	17	17	663	663	0	0
津名町	5	0	42	603	603	893	893	0	0
淡路町	1	0	57	333	333	668	668	0	0
北淡町	39	0	870	1,056	1,056	1,218	1,218	1	1
一宮町	13	0	162	765	765	736	736	0	0
五色町	0	0	17	186	186	269	269	0	0
東浦町	0	0	46	319	325	461	469	0	0
緑町	0	0	14	18	18	49	54	0	0
西淡町	0	0	5	136	136	178	178	0	0
三原町	0	0	4	18	18	119	119	0	0
南淡町	0	0	5	9	9	69	69	0	0
合計	6,401	3	40,092	104,004	182,751	136,952	256,856	7,119	337
				(倒壊家屋 240,956)(倒壊世帯 439,606)				7,456	

第4節 地震災害の危険性と災害特性

第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定

ここに示す想定地震は、篠山市周辺における過去の被害地震と地震源となりうる活断層の位置、あるいは兵庫県及び関係機関などの見解・意見を参考に総合的に検討したものである。

六甲断層系(マグニチュード7.0)

六甲断層系は、六甲山地の南側に東北東 - 西南西の線に沿って数多くの活断層が密集して分布している断層帯で、代表的な活断層として野島断層、六甲断層、諏訪山断層、五助橋断層等がある。中でも野島断層は、兵庫県南部地震の起震断層として知られている。その位置、長さから篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる活断層は、五助橋断層及び十万辻断層(共に活断層であることが確実)であり、マグニチュード7.0の地震動が想定される。

有馬 - 高槻構造線系(マグニチュード7.0)

有馬 - 高槻構造線は、京都府八幡山から池田、宝塚付近を通り、有馬温泉に至るほぼ東西の線に沿った総延長44kmの大規模活断層である。この中で、その位置、長さから篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる活断層は、有野 - 淡河断層及び十万辻断層(共に活断層であることが確実)であり、マグニチュード7.0の地震動が想定される。

山崎断層系(マグニチュード7.2)

山崎断層は、北西 - 南東の線に沿った総延長87kmの大規模活断層であり、その断層上では過去にいくつかの地震が発生し、今後とも活動の可能性があると予測されている。この中で、その位置、長さから篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる活断層は、三木断層(活断層であると推定される)であり、マグニチュード7.2の地震動が想定される。

花折断層系(マグニチュード7.7)

花折断層は、安曇川の直線谷をつくる総延長50km以上に達する大規模活断層である。花折峠以北は活動度が低いが、花折峠以南は活動度も高く、京都盆地に入るあたりから数本に分岐する。活断層であることが確実な花折峠以南の活断層は、その位置、長さからマグニチュード7.7と大規模な地震動が想定され、篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうる。

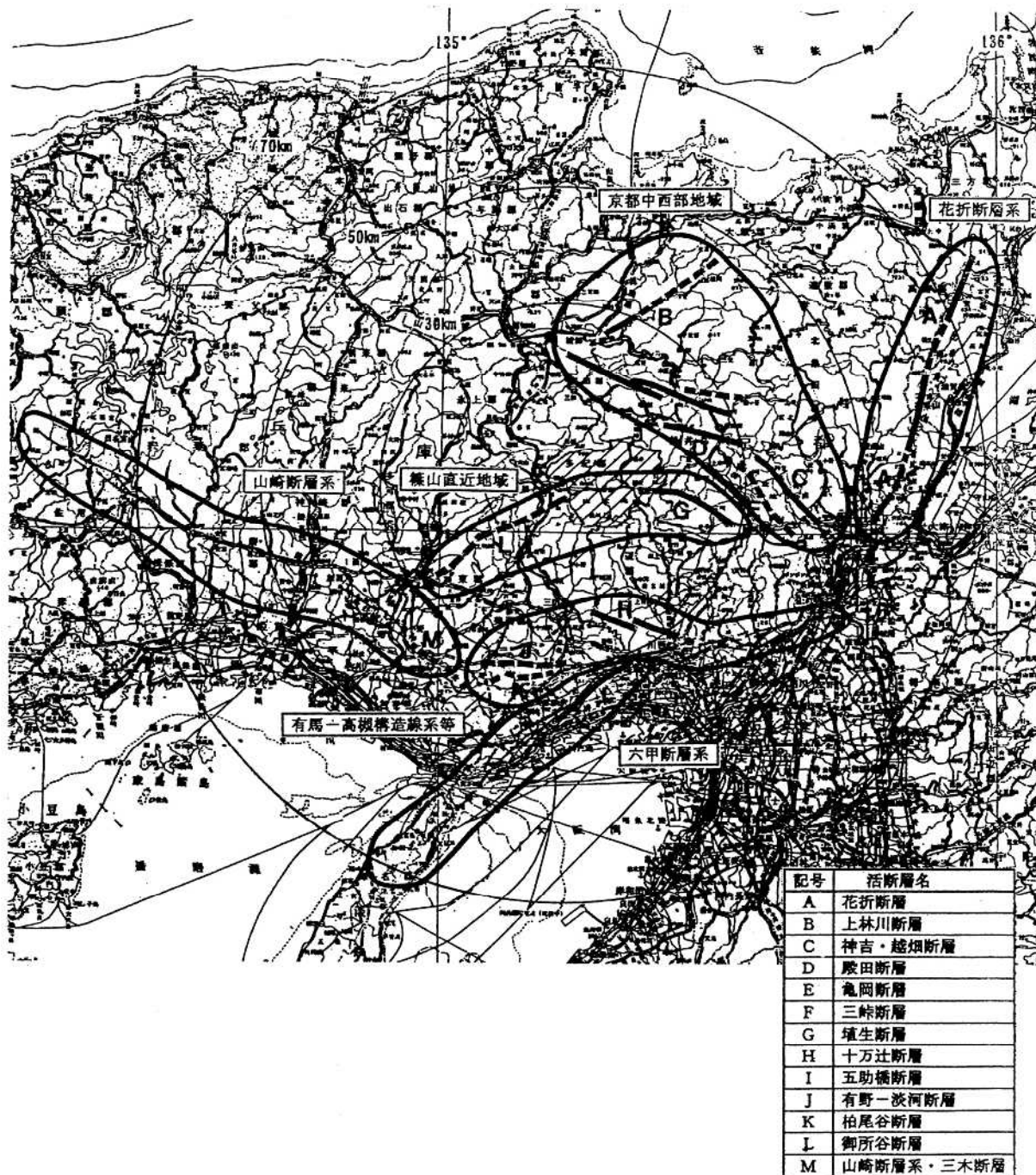
京都中西部地域(マグニチュード6.9~7.4)

篠山市の東部及び北部の京都中西部地域には、活断層がいくつか分布し、その断層上には過去に地震もいくつか発生している。その中で活断層であることが確実で、篠山市に震度6以上の地震を引き起こしうるものは神吉・越畑断層、殿田断層、三峠断層であり、それぞれマグニチュード6.9、6.9、7.4の地震動が想定される。

篠山直近地域(マグニチュード7.1)

篠山市には東部と西部に活断層がみられる。西部の御所谷断層は活断層であると推定されるものであるが、東部の埴生断層は活断層であることが確実である。埴生断層はマグニチュード7.1の地震動が想定される。

篠山市に被害を及ぼす地震(震度6以上)を引き起こしうる活断層位置図



第2 被害の想定

篠山市の自然条件、社会条件等の地域特性と兵庫県南部地震における被害特性を踏まえた上で、地震災害による被害の様相を定性的に想定する。なお、地震時の条件としては、兵庫県南部地震と同様に冬の明け方であり、マグニチュード 7.0 を上回る地震が篠山市の直下で発生した場合とする。

1 地震動

マグニチュード 7.0 を上回る地震では、旧市街地や旧集落などが集積している地盤条件がやや良好な丘陵地や段丘でも、震度6を引き起こす。軟弱地盤の谷底平野や人工改変地(盛土地・埋立地)では、震度7の強い地震動に見舞われる。とくに篠山川や曾地川、初井川など各河川流域の低地の市街地・集落では注意が必要となる。

2 地盤液状化現象

地盤液状化現象とは、地震時に地盤が緩み液状化することであり、地下埋設物(上水道、下水道、地下タンク等)や道路・橋梁、建築物などに被害をもたらす。

地盤液状化現象の発生しやすい条件は、緩い地盤固結度と高い地下水位とからなる土地である。とくに地盤液状化の発生する可能性が高いのは、人工改変地(盛土地、埋立地)である。次に可能性があるのは、谷底平野や扇状地で、中心市街地周辺部や河川流域の低地の市街地・集落では注意が必要となる。

3 建築物等の被害

地震動による建築物被害は、一般に木造建築に多く、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)構造、RC(鉄筋コンクリート)構造、S(鉄骨)構造などの非木造建築物に少ない。古い木造建築物の密集する中心市街地や各集落では、震度7程度の地震が発生した場合、30%～40%程度の建築物が倒壊することが予想され、倒壊建築物の下敷きなどによる人的被害や出火による延焼拡大に対し、十分な注意が必要となる。

4 土砂くずれの被害

市内の土砂災害等危険箇所及び区域は570箇所以上ある。

土砂崩れの危険性は、単体の建築物や人的被害のみにとどまらず、広範囲の区域にその被害が及ぶ可能性がある。とくに、道路沿いに土砂災害の危険性の高い箇所が存在していることから、崩壊土砂により道路が閉鎖し、集落が孤立する恐れがある。また、篠山地区では市街地内の丘陵地に急傾斜地崩壊危険箇所及び区域がみられ、とくに注意する必要がある。

【資料編】急傾斜地崩壊危険箇所(区域)

【資料編】災害危険区域

【資料編】土石流危険溪流

【資料編】山地災害危険地区

5 危険物施設等の被害

危険物施設等の破壊による被害は、爆発等による大規模な火災の発生や可燃性ガス、有毒ガスの放出などによる人体に及ぼす影響が想定される。

市内には250箇所以上の危険物施設等があるが、消防法に基づく貯蔵所あるいは取扱所で、危険性の高い種別や製造所はみられない。

【資料編】危険物施設等一覧

6 ライフラインの被害

住民の生活や市の活動の維持に電気、ガス、上水道、下水道などのライフラインは不可欠であるが、上下水道網の幹線的なラインは篠山地区の市街地中心に敷設されているため、地盤条件はおおむねやや良い区域となっている。しかし、池上や糯ヶ坪、京町などでは地盤条件が悪く、また、地盤条件の異なる境界線付近でのライン破壊の可能性もある。

7 公共施設の被害

公共施設の破壊は、災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能の障害をもたらす。
とくに、軟弱地盤上の建築年代の古い老朽化した施設においては、建築物の被害が想定される。

8 道路・橋梁等の被害

篠山市は、河川に沿って道路網が整備されており、主要な幹線道路は橋梁を通過しているため、橋梁が被害を受けた場合、バス交通など道路機能に障害が発生する可能性がある。

また、旧市街地においては、建築物の密集した狭小幅員道路が大部分を占めるため、建築物の倒壊による道路の閉鎖の可能性がある、災害応急対策活動に支障をきたす。

9 護岸の被害

河川の流域は軟弱地盤であり、地盤振動や地盤液状化による護岸の破壊が想定され、河川やため池施設の堤防が決壊した場合、増水、浸水被害が及ぶ危険性がある。

10 人的被害

地震による人的被害は、先に示した様々な被害が相互に関係し合っ生じるものであるが、建築物等の被害状況に応じてその危険性は相対的に高くなる。

とくに、老朽木造建築物の割合が高い中心市街地・各集落においては、人的被害が大きくなる危険性が高い。

11 地震火災

地震災害における出火は、建築物の倒壊状況に応じてその危険性が相対的に高くなる。

とくに、木造建築物が密集している篠山地区などの中心市街地においては、地区建ぺい率が高く、耐火率も低いため、延焼火災の危険性が高い。

第3 兵庫県の被害想定結果

兵庫県が県内において大きな影響があると予想される地震による被害を想定したもののうち、当市に該当するものは、下記のとおりです。

ただし、全体の被害想定結果及び震度分布図は、兵庫県の運営するホームページ「フェニックス防災情報 (<http://web.bosai.pref.hyogo.jp/>) に掲載されている。

なお、この被害想定結果に基づく数値は、あくまでもシミュレーションによって想定される数値であって、地震の規模、気象条件等によって予想を大きく上回ることも想定しておかなければならない。

被害想定条件としては、

- ・風速 3.0m/s
- ・地震発生時期 季節：冬、春秋、夏
時刻：下表のとおり

時刻	設定時刻における状況
3-4時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
8-9時	朝の通勤時間帯。鉄道事故の被害が最大となる
10-11時	午前中のオフィスアワー
12-13時	昼食時。一時的に屋内人口と出火率が増加する。
16-17時	屋外人口が最大時。道路災害、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18-19時	夕食時。出火率が最大となる。

1 有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.7

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)率	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	6強	232[1%]	1	0	36	305
	8-9時	6強	232[1%]	1	0	31	305
	10-11時	6強	232[1%]	1	0	28	305
	12-13時	6強	232[1%]	1	0	30	305
	16-17時	6強	232[1%]	1	0	28	305
	18-19時	6強	232[1%]	1	0	31	305

2 山崎断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.7

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)率	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	6弱	3[0%]	0	0	1	4
	8-9時	6弱	3[0%]	0	0	4	4
	10-11時	6弱	3[0%]	0	0	2	4
	12-13時	6弱	3[0%]	0	0	1	4
	16-17時	6弱	3[0%]	0	0	2	4
	18-19時	6弱	3[0%]	0	0	3	4

3 南海地震

(1) 想定条件

マグニチュード8.4

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)率	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	5強	1[0%]	0	0	1	1
	8-9時	5強	1[0%]	0	0	1	1
	10-11時	5強	1[0%]	0	0	1	1
	12-13時	5強	1[0%]	0	0	1	1
	16-17時	5強	1[0%]	0	0	1	1
	18-19時	5強	1[0%]	0	0	1	1

4 花折断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.8

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)率	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	6弱	0[0%]	0	0	0	0
	8-9時	6弱	0[0%]	0	0	0	0
	10-11時	6弱	0[0%]	0	0	0	0
	12-13時	6弱	0[0%]	0	0	0	0
	16-17時	6弱	0[0%]	0	0	0	0
	18-19時	6弱	0[0%]	0	0	0	0

5 三峠断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.0

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)率	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	6弱	93[0%]	1	0	11	130
	8-9時	6弱	93[0%]	1	0	11	130
	10-11時	6弱	93[0%]	1	0	9	130
	12-13時	6弱	93[0%]	1	0	9	130
	16-17時	6弱	93[0%]	1	0	9	130
	18-19時	6弱	93[0%]	1	0	11	130

6 京都西山断層地震

(1) 想定条件

マグニチュード7.3

(2) 想定結果

季節	時間帯	最大震度	建物全半壊数 (棟)率	炎上出火数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
冬 春秋 夏	3-4時	6弱	60[0%]	1	0	7	90
	8-9時	6弱	60[0%]	1	0	7	90
	10-11時	6弱	60[0%]	1	0	5	90
	12-13時	6弱	60[0%]	1	0	6	90
	16-17時	6弱	60[0%]	1	0	6	90
	18-19時	6弱	60[0%]	1	0	8	90

(注) 想定結果表中における建物全半壊率は、市内の被害棟数と県内全体の棟数とを比較した数値です。

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災基盤の強化

第1節 防災都市計画の推進

災害の発生を未然に防止するとともに、自然と共生し日常的にも暮らしやすい、「安心して暮らせるまち」、「住みよいまち」を目指すため、既定の都市計画及び兵庫県防災都市計画マスタープラン(丹波地域)との整合を図りつつ、土地利用計画の策定や市街地・集落の防災構造化等を図る。

第1 土地利用

地域環境並びに生活環境の向上と、災害発生時の被害の拡大防止等を目的として、道路、公園等の防災空間の適正な配置に努める。とくに、既成市街地を中心に老朽木造住宅が密集する地域では、地震発生時に家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、住民の協力を得ながら、民間も含めた様々な面的整備事業や街路・公園事業を推進することにより、地域の環境改善や防災性の向上を図る。

1 土地利用計画の策定

計画的な土地利用及び市街地形成を図るため、その指針となる土地利用計画を検討し、併せて災害に強いまちづくりを推進する。

2 建築規制指導の推進

防災上必要となる空閑地の確保、建築物の不燃化及び耐震化を促し、危険地域における防災上の安全性を高めるため、法律等による建築規制に向けての指導を進める。

第2 市街地の防災構造化

人口が集積する市街地においては、地震災害等による大きな被害が予想されるため、良好な市街地の形成や快適な居住環境の整備等と併せて、防災面での環境改善を図る。とくに、歴史的街並みを有する市街地が観光拠点となっている篠山地区では、街並みの保全と併せて道路、駐車場等の都市基盤整備や、地区計画及び建築協定等による市街地整備を推進する。

また、周辺の小丘や丘陵を保全するとともに、未利用地、荒廃地等の計画的土地利用を図り、地域の環境改善及び防災基盤の強化を促す。

第3 居住環境の整備

快適で良好な公営住宅等の整備及び老朽化した住宅の改善・建替等に伴い、不燃化の促進による防災性の強化を図る。

第4 集落の整備

各地域の集落では、全体的に木造・低層建築物が密集し、地震による災害が発生した場合には、大きな被害を受けることが予想されるため、集落の防災化を推進する。

また、集落内は道路が狭く、災害発生時の救出及び消火活動に支障をきたすことが予想されるため、拡幅改良や安全施設等の整備により安全性を確保する。

さらに、ブロック塀等の生け垣緑化への積極的な転換施策の推進等、居住環境整備と併せた防災機能の向上を図る。

第5 都市防災施設の整備

地震災害時の救急活動や二次災害に対する防災機能を強化するため、防災空間の確保や緑地帯の設置等、火災延焼の防止に努めるとともに、建造物の不燃化・耐震化を進める。

1 防火・準防火地域の指定

今後の都市計画において、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。防火地域は建造物の密集する市

地震災害対策 第2部 第1章

街地内、準防火地域は防火地域の周辺で指定する。

2 公営住宅の不燃化の推進

公営住宅は、今後の建て替え計画により不燃化を図るとともに、緑空間が豊かで良好な住環境の形成に努める。

3 防災緑地空間の確保

防災広場等、公的なオープンスペースの設置に努める。また、盆地内に点在する小丘や支川等市街地を包む緑地等を広域防災帯としてとらえ、その保全・整備に努める。

第2節 建築物等の耐震性の確保

防災上重要な施設について、計画的に耐震性の強化等の対策を講じるとともに、一般建築物の耐震性強化を促進する。

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

阪神・淡路大震災では、犠牲者の約9割が住宅、建築物の倒壊によって命を奪われたものであることが明らかになっており、地震災害に対しては、住宅・建築物の耐震化が重要であるとされている。

そのため、県において平成18年改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「兵庫県耐震改修促進計画」が作成され、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震改修を進められている。

市は、計画的に耐震改修を進めるため、この「県耐震改修促進計画」と整合を確保しつつ、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等考慮の上、数値目標の設定を盛り込んだ「市耐震改修促進計画」を作成する。

第2 公共施設の災害予防

風水害等対策計画第2部第1章第5節第1と同じ

第3 教育施設等の災害予防

風水害等対策計画第2部第1章第5節第2と同じ

第4 一般建築物の災害予防

一般建築物は、建築物の建築年数、構造や形態、さらには管理状況についても多種多様であり、さらに、昭和56年建築基準法施行令改正後に建築されたものであっても耐震性の低い建物(既存不適格建物)が存在するとも言われ、一般建築物の防災性については十分明確にされていない。

したがって、市は防災知識の普及・啓発に努めるとともに、建築物の所有者自らが耐震性の確保等に努めるように指導し、県と協力してその支援策を実施する。

1 一般建築物の耐震化の促進

市は、県とともに、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を、「県耐震改修促進計画」及び「市耐震改修促進計画」に沿って推進する。

(1) 耐震診断・改修システムの充実

市は、耐震改修を支援することを目的として構築された耐震診断・改修支援システムを県・建築関連団体と協力して充実していくものとする。

(2) 簡易耐震診断推進事業

市は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告し、住宅耐震対策を支援します。

・対象となる住宅

市内の昭和56年5月31日以前に着工したもの

・診断費用

1棟あたり 3,000円

(3) わが家の耐震改修促進事業

市は、県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」の普及・啓発に積極的に協力し、市民生活安全のため、市内の建築物の耐震性の向上を図る。

住宅耐震改修計画策定費補助

耐震診断と耐震改修計画策定(工事費用の見積りを含む)に要する費用(いわゆる設計費)の一部を補助する。

ア 対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、耐震診断(建築士等による耐震診断)の結果が、「耐

震性が劣ると認められた住宅

イ 対象者

兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入している者又は加入する者

ウ 補助対象費用

耐震診断と耐震改修計画策定費(工事費見積もりを含む)に要する費用

エ 補助金額

補助対象となる費用の2/3以内(戸建住宅は20万円、共同住宅は1戸当たり12万円を限度とします)

住宅耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行なう一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に要する経費の一部を補助する。

ア 対象者

所得が12,000千円以下の県民(給与収入のみの者は、給与収入が、14,421,053円以下)

兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入している者又は加入する者

イ 対象となる工事

耐震性向上のために行う、基礎、柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強等の工事(ただし、耐震改修後の耐震診断結果が、「安全」となるものに限る。)

ウ 補助金額

補助対象となる費用の1/4以内(戸建住宅は60万円、共同住宅は1戸当たり20万円を限度とする。)

2 重要施設への供給ラインの耐震化

市、県及びライフライン事業者は、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的な耐震化に努める。

3 建築物の耐震性の強化の普及啓発

(1) 住民への普及・啓発

市は、県とともに建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

(2) 建築物相談所の開設

市は、県とともに、県民局、市役所に建築相談所を開設し、建築士事務所協会その他団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努める。

(3) 建築物防災診断の実施

市は、県とともに、必要に応じ消防本部、建築士会その他団体と協力して個々の建築物の防災診断に努める。また、実施にあたっては、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発するものとする。

(4) 建築基準法令の普及

市は、県とともに、関係団体(建築士会、建築士事務所協会、大工組合等)に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法で定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

4 落下物等の対策

(1) 落下物(一般建築物)

一般建築物のガラス等の落下対策については、県等が広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器を持った建築物に対して、外壁タイル等の診断改修の指導や落下物防止対策の普及・啓発を実施することとされている。

(2) その他

市は、県とともに、据え付けの悪い自動販売機や立ち枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転

倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、県とともに、ブロック塀診断士等の協力を得ながら、次のブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- (1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- (2) ブロック塀の危険箇所の調査
- (3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- (4) 建築基準法の遵守、指導

6 家具等の転倒防止対策

市は、県とともに、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒を防止するため、適正な対処方法等について普及啓発に努める。

7 住宅用火災警報器の設置推進

近年、建物火災による死者のうち、住宅火災による死者数が約9割を占めており、そのうちの7割が逃げ遅れによるものである。

このため、市は、住宅火災において、逃げ遅れによる死者の発生を防ぐために、市民に対して住宅用火災警報器を寝室や階段等に設置するよう周知に努める。

第5 文化財の災害予防

風水害等対策計画第2部第1章第5節第4と同じ

第6 屋外広告物等の落下防止

地震災害の発生により広告塔、看板などの屋外広告物や街路灯、道路標識類などの道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を行うとともに、市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

第7 ブロック塀等の倒壊防止

建築基準法に基づき施設管理者に対しては、ブロック塀、石垣等の点検に努めるように指導し、倒壊の危険性のあるものについては、生け垣やフェンス等安全な工作物への転換を促す。

一方、施工関係団体に対しては、施工方法や補強方法に関する安全指導を行う。

第3節 地盤災害の防止策の推進

地震に伴う土砂の流出や急傾斜地崩壊等地盤災害の発生を防止するため、関連する諸施策を推進する。

第1 急傾斜地崩壊予防対策

風水害等対策計画第2部第1章第2節第1と同じ

第2 災害危険区域対策

風水害等対策計画第2部第1章第2節第2と同じ

第3 土砂災害警戒区域対策

風水害等対策計画第2部第1章第2節第3と同じ

第4 山地災害予防対策

風水害等対策計画第2部第1章第2節第4と同じ

第5 土地造成等の規制

風水害等対策計画第2部第1章第2節第5と同じ

第6 開発行為への指導

風水害等対策計画第2部第1章第2節第6と同じ

第7 軟弱地盤の液状化対策

建築物の新築・建て替え時に、地震動による液状化対策を講じるように、平時から住民に対する危険性の周知と建築物等の施工方法等に関する普及・啓発、相談に努める。

第4節 河川・ため池・ダム施設の安全対策の推進

大規模な地震に伴う水害や、地盤災害の発生等を未然に防止するため、関連する諸施策を推進する。

以下、風水害等対策計画第2部第1章第1節と同じ

第5節 交通関係施設整備

市内の道路改良は順次進展しているが、山間部の道路や河川沿いの道路などでは、がけ崩れ、道路崩壊、浸水等の災害により通行不能となる場合もある。

災害時における緊急輸送路や避難路の確保は、すみやかな応急活動を展開する際の最も重要な要素となる。

そのため、市内の主要な幹線道路及びその橋梁について整備を推進するとともに、交通途絶時における代替道路及び交通の確保や交通安全施設等の整備に努める。

第1 道路の整備

風水害等対策計画第2部第1章第3節第1と同じ

第2 橋梁の整備

地震災害時において橋梁機能が確保できるように、県及び関係機関と協力して主要な道路の橋梁について耐震点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

1 橋梁耐震点検調査

主要な道路の橋梁について、道路橋示方書等に基づき耐震性調査を実施し、補修等対策工事の必要な橋梁を選定する。

2 橋梁の耐震補強の実施

1の点検調査に基づき、補修等の対策工事が必要な橋梁について、県や関係機関と協力して架替・補強等、耐震補強を実施する。

3 耐震橋梁の建設

今後新設する橋梁については、道路耐震設計指針に基づき建設する。

第3 障害物除去用資機材の確保

風水害等対策計画第2部第1章第3節第3と同じ

第4 道路付帯施設の整備

道路管理者は、それぞれの管理道路において軟弱地盤上に設置している施設の更新、補強等を推進する。

1 軟弱地盤上の更新整備

道路付帯施設の設置場所について、国や県等と協力して必要な調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊する恐れのあるものについては、補強・補修を実施する。

2 防災街路灯の整備

災害時における安全な道路交通を確保するため、国や県等と一体となって街路灯施設の設置を推進する。とくに、未設置地区について重点的に街路灯の設置拡大を検討する。

第5 ヘリポートの整備

風水害等対策計画第2部第1章第3節第5と同じ

第6節 ライフライン施設の安全対策の推進

地震災害時において、各関係機関の定めた防災業務計画に協力し、市民生活を維持するために必要不可欠なライフライン機能の確保に努める。

また、各関係機関は施設の耐震性・耐火性の強化を図り、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替機能の確保に努める。

第1 上水道の災害予防

篠山市の水道事業は、上水道及び簡易水道により市内全域給水を達成している。

水道施設については、破損率の高い管の混在や、地盤振動の強い区域を通るものがあるなど、地震による管路の破損被害が想定される。

以下、風水害等対策計画第2部第1章第4節第1と同じ

第2 下水道の災害予防

篠山市の下水道は、市街地のほか、周辺地域への整備を進め、順次供用を開始してきたが、雨水排水対策については、市街地の一部が供用されているにすぎない。しかし、下水道の破壊は、雨水等の排水に大きな影響を及ぼし、汚水流出等の事故を生じるとともに、排水不良による内水氾濫を引き起こしやすくする。

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努める。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努める。

1 施設の耐震性の強化

下水道施設の建設にあたっては、管路、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な耐震性を確保する。

以下、風水害等対策計画第2部第1章第4節第2と同じ

第3 電力施設の災害予防

電力施設の災害対策については、関西電力㈱の「電力施設防災計画」による。

1 電力施設の整備

地震による被害を最小限におさえるため、関西電力㈱は、発電機施設の耐震化に努めるとともに、送配電設備の耐震構造化、地中化等の実施を図る。

以下、風水害等対策計画第2部第1章第4節第3と同じ

第4 ガス施設の災害予防

地震による火災等広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び軽減を図るため、施設の耐震性の強化や防災体制の整備に努める。また、ガス事業者及び販売業者と協力して地震が発生した場合の処置や、日常の点検等について需要家に対して周知徹底を図る。

さらに、地震に際して、供給施設の被害を防止するための充填所の耐震性の向上や、マイコンメーター等の安全機器の普及に努める。

1 都市ガス

(1) ガス施設(ガス導管)の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき、設計・施工する。

導管はポリエチレン管溶接鋼、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用する。

以下、風水害等対策計画第2部第1章第4節第4と同じ

2 プロパンガス

風水害等対策計画第2部第1章第4節第4と同じ

第5 電気通信施設の災害予防

災害対策基本法により会社が行うべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

1 通信施設の強化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。

(2) 所内設備

機械設備

建物に設備している交換機伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、ハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施している。

電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。

これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じている。さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置耐震設計を実施している。

(3) 所外設備

架空ケーブルが家屋倒壊や火災による損傷を受けたのに対し、地下ケーブルはそれらを免れ、数倍以上の信頼性の高さが確認できたため、都市部の需要の多いところから計画的に地中化を推進する。

以下、風水害等対策計画第2部第1章第4節第5と同じ

第7節 危険物施設等の安全対策の推進

風水害等対策計画第2部第1章第6節と同じ

第8節 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づき県知事が地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市はその計画に基づく事業の推進に努める。

1 計画年度

平成18年度～平成22年度

2 対象施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート等
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- (14) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋が密集している地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (16) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (18) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

3 市事業の概要及び進捗状況

上記19事業のうち、本市に関連する事業は、資料編に掲載している。

なお、その進捗もあわせて掲載している。

[資料編]地震防災緊急事業五箇年計画一覧(市関連事業)

第2章 地域防災体制の充実

第1節 災害活動体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第1節と同じ

第2節 防災拠点機能の整備

風水害等対策計画第2部第2章第2節と同じ

第3節 防災情報通信システムの整備

災害時における情報収集・伝達を迅速、確実に行うため、無線系通信設備を中心に多重的な通信ネットワークを整備する。

また、平時より行政情報のデータベース化を推進し、全庁的に地域情報システム等を稼働させることにより、災害時において効率的な応急対策活動が図れるよう支援体制を整備する。

さらに、行政内部や地域住民、関係機関等が災害の危険性や予防措置についての情報を共有化できるように、コミュニケーション環境の整備を図る。

第1 災害情報通信ネットワークの整備・拡充

風水害等対策計画第2部第2章第3節第1と同じ

第2 災害情報データベースの整備

風水害等対策計画第2部第2章第3節第2と同じ

第3 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第3節第3と同じ

第4 多様な情報メディアの活用方策の検討

風水害等対策計画第2部第2章第3節第4と同じ

第5 住民とのコミュニケーション環境の整備

風水害等対策計画第2部第2章第3節第5と同じ

第6 地震観測体制の強化

地震観測体制の強化のため、気象庁、文部科学省及び県が整備している地震動の観測体制の整備・維持・管理に協力するとともに、それらを活用した初動対応体制を確立する。

1 市内の地震観測体制

市は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)の一部である「震度情報ネットワークシステム」を活用し、地震を観測する。

【資料編】市内地震計一覧表

2 緊急地震速報の導入

市は、地震災害による被害軽減のため、学校等公共施設への導入を推進するとともに、市民への緊急地震速報の普及啓発と緊急地震速報を取り入れた訓練などの計画を図る。

また、各戸に緊急地震速報を伝達するため、総務省消防庁の「Jアラート」と本市防災行政無線等を組み合わせたシステムの整備を検討する。

第4節 火災予防対策の推進

地震発生時には、火災や建築物・ブロック塀の倒壊、落下物等による同時多発的な各種災害が予想される。このような事態に対処するため、消防の組織体制の充実と必要な資機材の整備を行うなど、火災予防対策の推進を図る。

以下、風水害等対策計画第2部第2章第4節と同じ

第5節 避難対策

地震発生に伴う災害から住民が安全でかつすみやかに避難できるように、避難計画の策定を促進するとともに、避難場所や避難路の整備・充実に努める。

なお、地震により、家屋に被害を受けた被災者や要介護者・高齢者等を安全に収容し、生活の救済を図れるように指定した避難所について、二次災害等人命への影響、防災活動や地域の諸活動への影響等を考慮し、その耐震性の向上等に努める。

そのため、昭和 56 年建築基準法施行例改正以前の建築物を対象に耐震性診断等を実施し、計画的な耐震改修を推進する。

その他は、風水害等対策計画第2部第2章第5節と同じ

第6節 応急仮設住宅対策

風水害等対策計画第2部第2章第6節と同じ

第7節 土砂災害における避難体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第7節と同じ

第8節 災害救急医療体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第8節と同じ

第9節 備蓄体制及び防災資機材の整備

風水害等対策計画第2部第2章第9節と同じ

第10節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第10節と同じ

第11節 災害ボランティアとの連携体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第11節と同じ

第12節 被災宅地危険度判定制度等の整備

第1 被災宅地危険度判定制度の整備

風水害等対策計画第2部第2章第12節第1と同じ

第2 家屋被害認定士制度の活用等

風水害等対策計画第2部第2章第12節第2と同じ

第3 被災建築物応急危険度判定制度の整備

1 目的

市は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から住民の安全を確保するため、被災建物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

2 実施体制の整備等

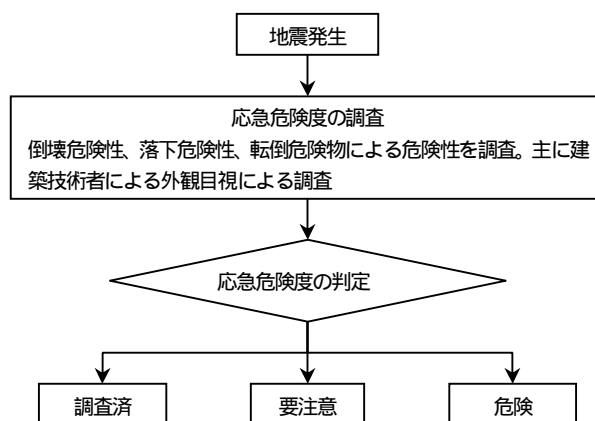
県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会を運営し、実施体制の整備等に努めることとされており、市はそれに協力する。

また、県において、「被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、業務マニュアルを策定するとともに、判定士の育成に努めることとされている。

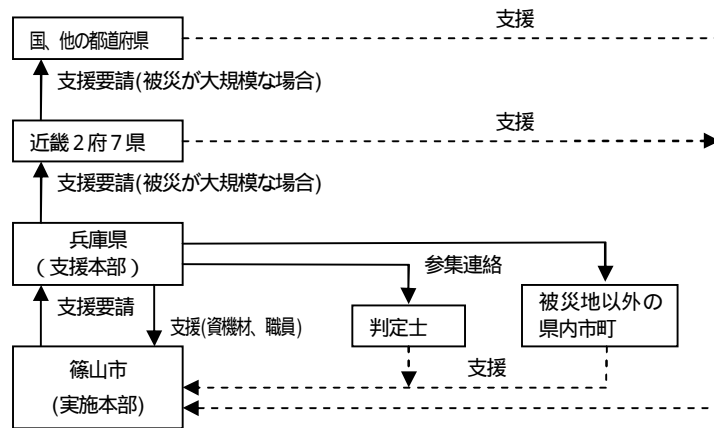
3 資機材の整備

市は、県と分担して応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等
 応急危険度判定



支援の流れ



第13節 災害廃棄物処理体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第13節と同じ

第14節 災害時要援護者支援体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第14節と同じ

第15節 帰宅困難者支援体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第15節と同じ

第16節 集落等孤立対策の整備

風水害等対策計画第2部第2章第16節と同じ

第17節 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備

風水害等対策計画第2部第2章第17節と同じ

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市職員に対して専門的教育・訓練等を実施して防災知識の向上に努めるとともに、関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

第1 住民に対する防災教育

1 実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期、又は全国的、全県的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、主に市の定期的な広報媒体により随時実施する。

(1) 実施期間

- 宅地防災月間 5月
- 防災の日 9月1日
- 防災週間 8月末～9月初旬
- 防災とボランティアの日 1月17日
- 防災とボランティア週間 1月中旬
- ひょうご安全の日 1月17日（兵庫県）
- 減災月間 1月（兵庫県）

(2) 実施方法

防災知識の普及は、広報紙(市広報)、広報車の巡回、有線放送、防災行政無線、オフトーク通信、自主防災組織の会合及び訓練、各種会合、その他の方法により行う。

(3) 実施場所

地区や集落・職域単位などで実施する場合は、地区や施設内、事業所内における適地を活用する。合同訓練や広域訓練を実施する場合は、広域防災拠点を有効に活用し、多くの人が参加できるように効果的な活動を検討する。

2 実施内容

(1) 市地域防災計画の趣旨・概要の周知

(2) 地震に関する事項の周知

地震に対する防災知識の普及啓発については、次に掲げる事項を参考として実施する。

- 家具等屋内重量物の落下及び転倒の防止対策
- 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき行動
- 非常時の混乱期における正しい情報収集のあり方
- 火災発生防止のため、不要な火気の始末や漏電防止対策、消火器の備え付け及び消火に役立つものの準備等
- 自宅付近や周辺の自然環境を把握し、山崩れ、がけ崩れ等の災害に十分配慮すべき事項
- 非常時における車の扱い(自動車による移動の自粛、駐車の方法等)について
- 屋内で地震にあった場合(屋内の方が安全な場合がある、出口の確保等)の避難方法
- 屋外で地震にあった場合は転倒や落下物に気をつける(ブロック塀、自販機等)事項
- 避難経路の確認(家族で話し合い、複数の避難経路を確保しておく)
- 応急救護のあり方や協力体制

(3) 非常持ち出し品等の準備についての周知

突発的な災害に備え、常に3日分の非常用食糧の備蓄と非常時における持ち出し品等についての周知を行う。

第2 園児・児童・生徒に対する防災教育及び防災計画の策定

風水害等対策計画第2部第3章第1節第2と同じ

第3 職員に対する防災教育

風水害等対策計画第2部第3章第1節第3と同じ

第4 施設の防災管理の徹底

風水害等対策計画第2部第3章第1節第4と同じ

第5 防災週間の周知とその期間における啓発活動

風水害等対策計画第2部第3章第1節第5と同じ

第2節 災害への事前の備え

第1 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の活用

風水害等対策計画第2部第3章第2節第1と同じ

第2 地震保険制度の活用

火災保険では、地震を原因とする火災、地震により延焼・拡大した損害は補償されません。地震により被災した住宅の早期再建・復旧には、市民の自助意識に基づく地震保険への加入が不可欠です。

この地震保険は、「地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)」に基づき、政府と損害保険会社とが共同で運営する公共性の高い保険です。

本市では、この趣旨を鑑み、政府等の実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、この保険への加入広報活動に努めることとする。

1 補償される損害と対象

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を受けた居住用の建物と家財が対象となる。

2 契約方法等

(1) 契約方法

火災保険に付帯する方式での契約となりますので、火災保険への加入が前提となります。

また、契約は、建物と家財のそれぞれで契約することとなります。

(2) 保険料

保険料は、所在地(都道府県ごとに4区分)と建物の構造(木造・非木造(鉄筋コンクリート造・鉄骨造など)2区分)により異なります。なお、兵庫県は3等級となっています。

また、建物の耐震性能に応じた割引制度があります。

ア 建築年割引

昭和56年6月1日以降に新築された建物は10%の割引になります。

イ 耐震等級割引

住宅の耐震等級1～3の評価を受けた建物は10%～30%の割引になります。

(3) 契約金額

地震保険の契約金額は、建物5,000万円、家財1,000万円を限度に、火災保険の30%～50%の範囲内で決めることとなります。

3 損壊の基準及び支払われる保険金

損壊の程度により支払われる保険金額がそれぞれ異なります。

損壊の基準

補償される損害の程度	建物	家財	支払われる保険金
全損	主要構造部の損害額が時価の50%以上または焼失あるいは流失した部分の床面積が70%以上である損害	家財の損害額が時価の80%以上である場合	保険金額の全額
半損	主要構造部の損害額が時価の20%以上50%未満または焼失あるいは流失した部分の床面積が20%以上70%未満である損害	家財の損害額が時価の30%以上80%未満である場合	保険金額の50%
一部損	主要構造部の損害額が時価の3%以上20%未満である場合または床上浸水の場合の損害	家財の損害額が時価の10%以上30%未満である場合	保険金額の5%

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言が発せられた後は、「地震保険に関する法律」により、地震防災対策強化地域内に所在する建物・家財について、地震保険の新規契約の引受け及び既契約分の契約金額の増額のような契約はできません。

第3節 自主防災組織の育成

風水害等対策計画第2部第3章第3節と同じ

第4節 企業等の地域防災活動の参加促進

風水害等対策計画第2部第3章第4節と同じ

第5節 防災訓練の実施

地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係者の防災についての知識及び技能の習得と併せて、住民に対する防災知識の普及を目的として各種訓練を実施するほか、毎年兵庫県が実施する総合防災訓練への参加、及び隣接各市町と協力の上、丹波地域などで広域的な訓練を実施する。

第1 防災訓練の実施責務

市長は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、地震災害等あらゆる災害を想定し、防災訓練を行う。

なお、訓練に当たっては、地震の発生するそれぞれの時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。

第2 総合防災訓練

関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね次により毎年篠山市防災会議が主催し、関係機関が合同して実践的な防災訓練を実施、あるいは図上により総合防災訓練を行う。この訓練を通して各役割の認識を深める。

訓練の内容は、そのつど参加機関が協議するが、おおむね次の事項について実施する。

- (1) 初動活動訓練、通信・情報の収集・伝達訓練、災害広報
- (2) 避難誘導、救出・救護、医療訓練、炊き出し、その他救助訓練
- (3) 消防訓練、林野火災訓練
- (4) 災害警備・交通規制計画の確認、救援物資の輸送訓練
- (5) 道路・ライフライン等の応急対策訓練、復旧作業訓練
- (6) 広域消防応援協力体制のシミュレーション

第3 各機関別の訓練

1 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防等地震などの災害に対応する訓練を単独で実施するほか、他の市町と合同して大災害を想定した訓練も実施する。さらに、県や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて合同訓練を行う。

2 自主防災組織の防災・避難訓練

市長、消防機関、その他関係機関は、自主防災組織の防災・避難訓練を積極的に指導し、多くの地域住民の参加に努める。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関係する訓練と併せて実施する。

3 事業所等の避難訓練等

市長、消防機関、その他関係機関は、学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、避難訓練等を指導する。

4 防災訓練への協力

- (1) 災害予防責任者の属する機関の職員等は、本計画の定めるところにより参加する。
- (2) 住民、その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に、積極的に参加・協力する。

防災訓練計画表

訓練種別	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	県、市、 関係機関	防災の日もしくは防災 とボランティアの日、そ のほか最も訓練効果	広範囲に渡り災害が発 生すると予測される地域 、もしくは訓練効果が期	県、市、隣接市町、警察、自衛隊、その他関 係指定公共機関及び地域住民が一体となっ て、災害を想定し予測される事態に即応した

		のあると思われる時期	待されと思われる地域	地震及び風水害等の総合防災訓練並びに 応急対策活動を実施する。
消防訓練	消防本部 消防団	必要かつ適切な時期	火災危険地区	図上、又は実地訓練を団及び分団単位で適 宜実施する。他の訓練との併合も考慮する。
災害救助訓練	県、市、 消防機関 関係指定公 共団体等	必要かつ適切な時期	被災の恐れのある地域 の適当と思われる場所	災害想定により、救助・救援を円滑に遂行す るために、医療、救護、人命救出、炊き出し、 その他関連活動を個別に又は併合して実施 する。
災害情報連絡 及び通信連絡 訓練	各部 各機関	適宜	適宜	気象予警報、各種情報、指示命令及び報告 等を円滑に行うために実施する。
非常招集訓練	各部 各機関	最も訓練効果のあると 思われる時期	適宜	応急対策を円滑に行うため、必要な職員等 を迅速、かつ確実に招集できるように実施す る。
避難訓練	各部 各機関	適宜	適宜	被災の恐れのある地域内及び学校、育児施 設、病院、集会所等の建築物の人命保護を 目的として実施する。

第6節 防災に関する調査研究

1 調査研究体制の整備

地震災害による被害の軽減を図るため、地震に関する情報の収集・分析、調査研究体制の整備を図る。

2 地震災害に関する資料の収集及び分析

地震災害に関する資料を収集・分析し、また適切に分類整理して、必要に応じ利用できるシステムの確立に努める。

3 調査研究項目

調査研究は、おおむね次の事項について実施する。

本市における地震災害の想定(活断層、液状化)

公共施設等の耐震・耐火性の把握

国・県・気象庁等の地震災害関連調査研究結果の収集・分析

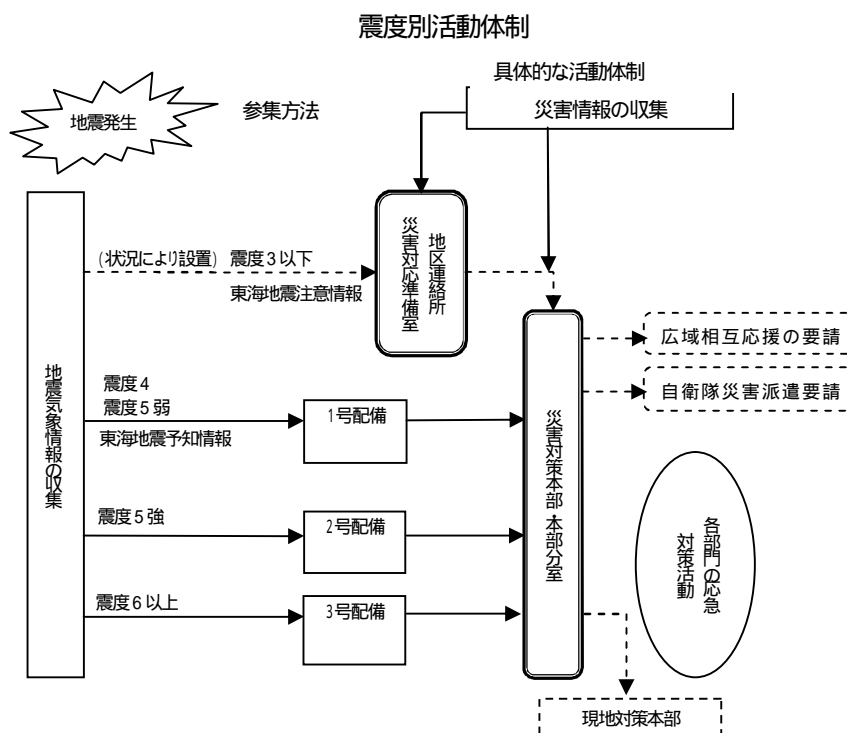
第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制の確立

第1節 活動体制

篠山市及び周辺地域に地震が発生した場合、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災計画並びに関係機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

初動活動は、以下のように震度別に行うが、震度3以下の場合、又は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等が発令された場合等においても被害状況又は被害予想等を判断の上、関係機関と調整し、初期活動を実施する。



第1 職員非常配備体制

篠山市及び周辺地域において地震が発生した場合、市長は、次に定める方法、基準等により、市職員を配備・動員して、当該地震災害に対する応急対策活動を実施するための体制をとる。

1 配備の命令と解除等

(1) 発令

市長は、地震災害による応急対策等を強力に実施するため、別に定める職員配備の基準によって市職員に対して配備を命令する。

ただし、市職員は、市長が発する配備命令等の連絡がない場合であっても、地震発生後のテレビ等による気象庁の地震情報、又は、周囲の状況等配備の基準に相当する規模の地震であるときは、市長からの配備命令があったものとみなし、自動的に配備に就くものとする。

(2) 人員の増員、適正配置等

市長は、災害の程度に応じてその都度適切な人員を柔軟に確保することに努め、また、応急対策が長期に及ぶことも想定し早期の交代制の導入、他市町等からの応援などを目的とした動員配備計画を直ちに策定し、適切な人員配置、動員配備を実施する。

(3) 解除

市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険性がなくなったと認めるときは、配備体制を解除、又は縮小する。

2 配備命令の伝達方法等

(1) 配備職員の指名

市長は、災害時に備え、年度当初に全職員の配備体制及び参集場所を指定するものとし、配備人数の目安は、次のとおりとする。ただし、各対策部長の判断により増員は可能とする。

- ・第1号配備 全職員の2～3割程度
- ・第2号配備 全職員の半数(5割)程度
- ・第3号配備 全職員(10割)

また、各対策部は、本部分室へ派遣する職員に配慮する。

なお、対策本部機能の早期確立と初期情報の収集のため、本庁舎(支所)周辺居住の職員は、自らの判断で積極的に参集するように努める。

(2) 伝達方法

市職員への連絡については、各部災害対策実施要領等においてあらかじめ定めた緊急電話連絡網及び電子メールにより行う。

なお、業務ごとにあらかじめ責任者及び従事職員、参集場所を指定し、責任者不在のときは、あらかじめ各部長が定めた職員が指揮命令を行い、円滑な業務の遂行を図る。

(3) 報告

各対策部は、常に応急対策等の実施状況及び職員の配備状況を把握し、動員配備計画担当班に報告する。

なお、各対策部は、配備命令の60分後を目途に、参集途上の被害状況とあわせて第1回目の人員の報告を行い、その後は、動員配備計画担当班の指定する時刻に報告する。

職員配備の基準

体制	発令基準及び配備事由	参集範囲	自宅待機の範囲
全職員自宅待機	1 総務部長の判断による。	総務部防災担当者、もしくは、宿日直職員	左記以外の職員
警戒配備体制	1 市内で震度3以下が計測され、災害対応準備室を設置したとき 2 連絡などのために最低限の人員の確保が必要なとき 3 東海地震注意情報が発表されたとき	本部員、総括担当者、総務部防災担当者	左記以外の職員
第1号配備体制	1 市内で震度4、又は5弱が計測されたとき 2 東海地震予知情報が発表されたとき	あらかじめ1号配備とされる職員	左記以外の職員
第2号配備体制	市内で震度5強が計測されたとき	あらかじめ2号配備とされる職員	左記以外の職員
第3号配備体制	市内で震度6弱以上が計測されたとき	全職員	なし
注) 出先機関や一人職場の配備体制についても、各部災害対策実施要領により明確に定めておくこと。 注) 消防救助部については、「篠山市消防職員非常招集規程(平成11年消本訓令第11号)」により行う。 注) 配備する人数は、災害の状況に応じて、各対策部長の判断で増減することができる。 注) その他災害(事故)等とは、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、その他異常な自然現象又は人為的原因による事故等社会的影響が大きいと思われる災害(事故)をいう。			

3 職員の心構え、参集場所及び連絡体制

地震災害における参集場所及び連絡体制については、風水害等対策計画第3部第1章第1節第2で定める職員の心構え、参集場所及び連絡体制と同じ

4 参集場所及び連絡体制

参集場所及び連絡体制については、風水害等対策計画第3部第1章第1節第2 と同じ

第2 活動組織の設置

1 災害対策本部及び災害対応準備室

(1) 組織の概要

	災害対応準備室	災害対策本部
責任者	総務部長 なお、不在のときは、総務部長の次席の職員とし、以下同様とする。	市長 なお、不在のときは、次の順位とする。 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長
設置場所	篠山市役所	篠山市役所 本庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、西紀支所又は災害の発生状況に応じて適宜判断し、他施設に災害対策本部を置く。
設置基準	市内において震度3以下の地震を計測され、総務部長が必要と判断したとき 東海地震注意情報が発表されたとき	市内で震度4以上が計測されたとき 災害対応準備室では対応できないとき 東海地震予知情報が発表されたとき
廃止基準	災害対策本部を設置したとき 災害が発生する恐れがなくなったと総務部長が判断したとき	市域内において災害の恐れが解消したとき 災害応急対策がおおむね完了したとき その他本部長が必要なしと認めたとき
業務	気象情報の収集・共有・伝達 応急対策活動の準備 市長への状況報告	強力な組織をもって総合的な災害応急対策を実施する。 詳細は、本計画の別に定める。
組織・運営	本計画の別に定めるとおりとする。	本計画の別に定めるとおりとする。
その他	支所は、災害対応準備室の設置と同時に「地区連絡所」を設置する。	支所は、災害対策本部の設置と同時に「災害対策本部分室」と設置する。 本部長は、市長部局のほか、各行政委員会事務局職員をも統括する。 篠山市水防計画の定める水防本部は、災害対策本部が兼ねる。 災害対策本部を設置及び解散したときは、速やかに市民、検討関係機関及び市職員に対して通知する。

(2) 災害対策本部の組織、事務分掌及び指示報告体制

地震災害における災害対策本部の組織、事務分掌及び指示報告体制は、風水害第3部第1章第1節第1に定める風水害等における災害対策本部の組織、事務分掌及び指示報告体制に準じる。

2 災害対策本部分室及び地区連絡所

(1) 組織の概要

	地区連絡所	災害対策本部分室
責任者	支所長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。	支所長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。
設置場所	各支所	各支所

		<p>なお、支所庁舎が被災により本部分室としての機能を全うすることができないと分室責任者が判断した場合は、次の順序により本部分室を移設する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管轄区域</th> <th>移設先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城東地区</td> <td>多紀支所</td> </tr> <tr> <td>多紀地区</td> <td>城東支所</td> </tr> <tr> <td>西紀地区</td> <td>丹南支所</td> </tr> <tr> <td>丹南地区</td> <td>西紀支所</td> </tr> <tr> <td>今田地区</td> <td>丹南支所</td> </tr> </tbody> </table> <p>移設先にも開設不能な場合は、適宜本部長が決定する。</p>	管轄区域	移設先	城東地区	多紀支所	多紀地区	城東支所	西紀地区	丹南支所	丹南地区	西紀支所	今田地区	丹南支所
管轄区域	移設先													
城東地区	多紀支所													
多紀地区	城東支所													
西紀地区	丹南支所													
丹南地区	西紀支所													
今田地区	丹南支所													
設置基準	災害対応準備室の設置	災害対策本部の設置												
廃止基準	災害対応準備室の廃止	災害対策本部の廃止												
構成	支所及び公民館(篠山公民館除く)の職員	支所及び公民館(篠山公民館除く)の職員 本庁等から派遣する職員												
業務	管内を対象とした活動を実施する。 被害状況の把握・情報収集 本庁(災害対応準備室)との連絡調整 市民等への広報活動 その他指示を受けた事項	左記に加えて次の活動を実施する。 災害対策本部各部事務分掌に準じた応急対策活動												
その他														

(2)活動人員の確保、組織、指示報告体制

地震災害における災害対策本部分室の活動人員の確保、組織及び指示報告体制は、風水害等対策計画第3部第1章第1節第1に定める風水害等における災害対策本部分室の活動人員の確保、組織及び指示報告体制に準じる。

3 現地災害対策本部

本部長(市長)は、局地的に被害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、とくに必要があると認めるときは、名称、所管区域を定めて、現地又は適当な場所に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する

(1) 実施責任者、設置等

実施責任者、設置等その他詳細については、風水害等対策計画第3部第1章第1節第1に定める現地対策本部の設置方法等に準じる。

第3 篠山市防災会議

風水害等対策計画第3部第1章第1節第3と同じ

第2節 災害救助法の適用

風水害等対策計画第3部第1章第2節と同じ

第3節 応援要請及び協力体制

風水害等対策計画第3部第1章第3節と同じ

第4節 自衛隊災害派遣要請

風水害等対策計画第3部第1章第4節と同じ

第5節 災害ボランティア活用計画

風水害等対策計画第3部第1章第5節と同じ

第6節 労務供給計画

風水害等対策計画第3部第1章第6節と同じ

第2章 情報の連絡及び広報

第1節 通信手段の確保

風水害等対策計画第3部第2章第1節と同じ

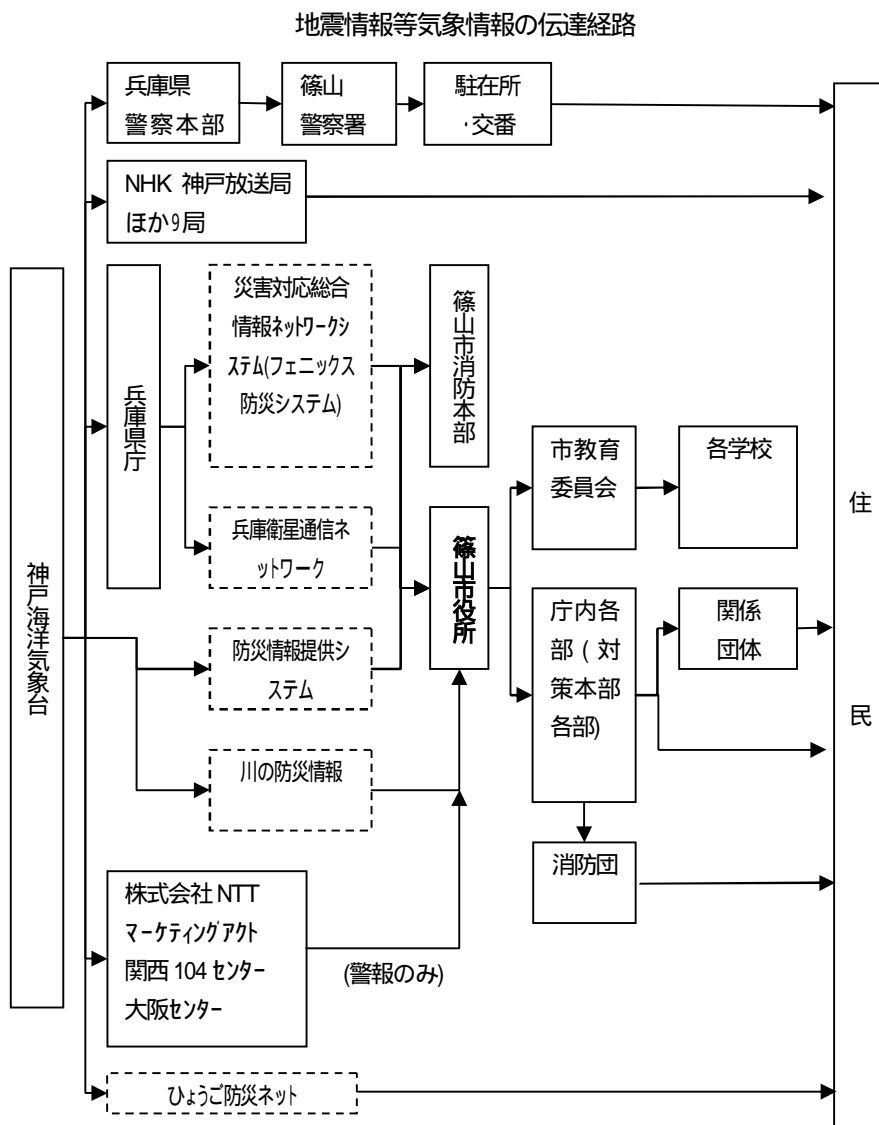
第2節 地震情報等の収集・伝達

災害応急対策を実施する上で、重要な判断材料となる地震情報等の収集及び伝達について定める。

第1 地震情報等

地震現象及びこれに密接に関連する現象(津波現象を除く)の観測成果及び状況は、神戸海洋気象台から次の経路により伝達される。

また、東海地震に対する警戒宣言が発せられた場合、その旨の情報及びその後における警戒宣言等を内容とする情報は、次の経路の一部を利用し伝達される。



第2 異常現象の発見

風水害対策編第3部第2章第2節第2と同じ

第3 災害情報の収集

風水害等対策計画第3部第2章第2節第3と同じ

第4 市職員(災害対策要員)への伝達

風水害等対策計画第3部第2章第2節第4と同じ

第5 県への災害情報の伝達・報告

兵庫県に対する災害及び被害状況並びに応急措置に関する情報は、適宜整理し、それぞれの機関へ報告する。

【資料編】県への調査事項及び調査(報告)系統

【様式第10号】災害概況報告

1 報告基準

市長は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

災害救助法の適用基準に合致する災害

災害対策本部を設置した災害

市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
(市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震による災害)

又は、 に定める災害になる恐れのある災害

2 報告内容

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で次のものを報告するものとする。

災害対策本部の設置状況(設置日時、配備体制)

人的及び住家の被害状況

避難の状況(避難勧告・指示、世帯数、要員、避難先等)

主要道路、橋梁、河川等の被害及び不通状況

交通機関の不通状況

ライフライン関係の状況(停電、断水、途絶、漏洩等)

災害対策本部の応急対策実施状況

県への要請事項(災害対策本部の応急対策のため)

ボランティアの活動状況(受け入れ・派遣の有無、ボランティアセンター設置状況等)

その他報告の必要があると認められるもの

3 報告区分

(1) 緊急報告

事務所被害報告

県内に震度4以上の地震を観測した場合、又は市内で被害が発生したおそれがある場合には、直ちに庁舎周辺の状況を県災害対策丹波地方本部へ、原則としてフェニックス防災システム端末(事務所被害報告の機能)により報告することとする。報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。

また、県災害対策丹波地方本部が連絡不能の場合は県災害対策本部に直接報告する。緊急の場合にはファクシミリのほか衛星通信、無線等を用いた口頭報告で差し支えない。

地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

市内に火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、直ちに消防庁、県災害対策丹波地方本部(連絡不能の場合は、県災害対策本部)それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

緊急の場合の報告は様式こだわらず、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

以下、風水害等対策計画第3部第2章第2節第5と同じ

第6 近隣市町への連絡

風水害等対策計画第3部第2章第2節第6と同じ

第7 被害・応急措置情報の収集・伝達

風水害等対策計画第3部第2章第2節第7と同じ

第8 安否情報の収集及び提供

自然災害・事故等が発生した場合の住民の安否情報の収集及び提供の方法等については、本部長(市長)が、篠山市国民保護計画で定められた安否情報の収集及び提供の方法等に準じて行う。

また、安否情報の収集及び提供を円滑に行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を利用して行う。

なお、このシステムの利用を開始又は終了場合は、県を經由して消防庁に申請することとされている。

第3節 災害時の広報活動

災害時における被災状況、その他災害に関する各種情報を住民及び関係機関に周知するため、広報活動について定める。

第1 市民への情報伝達

風水害等対策計画第3部第2章第3節第1と同じ

第2 実施機関

風水害等対策計画第3部第2章第3節第2と同じ

第3 留意事項

風水害等対策計画第3部第2章第3節第3と同じ

第4 広報の内容

地震予知情報及び発生に伴う混乱を防止し、防災及び応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するように、市及び消防機関等は次の事項について広報活動を実施する。

広報の内容

分野	広報事項
(1) 地震に関する事項	警戒宣言等の気象及び余震等地震情報 災害発生地域、人的・物的被害状況 火気及び電源の点検始末 家具等屋内重量物の倒壊防止措置 非常用食糧及び飲料水の持ち出し準備 自動車による移動の自粛 電話の使用の自粛 外出等の自粛 その他必要事項
(2) 火災に関する事項	気象情報 被害状況 その他必要事項
(3) 避難に関する事項	避難勧告及び指示 避難所の設置及び収容
(4) 応急対策実施状況に関する事項	救護所の開設及び保健衛生等に関すること 交通機関、運輸、通信等に関すること ライフライン等の復旧に関すること
(5) 安否情報	災害伝言ダイヤル「171」 その他必要な事項
(6) その他住民生活に必要なこと(二次災害防止情報を含む)	家族で実施すべき防災対策 自主防災組織に対する防災活動の要請 応急仮設住宅への入居募集に関すること 生活必需品の支給等に関すること 被災者援護制度に関すること 被災相談所の開設に関すること その他必要事項

第5 災害広報紙の編集・配布

風水害等対策計画第3部第2章第3節第5と同じ

第6 住民からの公聴

風水害等対策計画第3部第2章第3節第6と同じ

第3章 避難対策の実施

第1節 避難の勧告・指示

地震災害時において、現に被害を受け、又は受ける恐れのある住民を安全な地域、施設に適切に避難させ、人的被害の軽減を図るため、避難の勧告・指示等の基準及び要領について定めることとするが、内容については風水害等対策計画第3部第3章第1節に準じて実施する。

なお、地震災害の特性上、避難準備情報及び事前避難は対応からは除くものとする。

第2節 避難の方法

風水害等対策計画第3部第3章第2節と同じ

第3節 避難所等の開設及び運営

風水害等対策計画第3部第3章第3節と同じ

第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施

第1節 消防活動の実施

地震等の災害発生時に伴う出火・延焼等の火災の防御やガスの漏洩、斜面地の崩壊などの二次的災害を防除し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図るための計画について、次のように定める。

第1 消防活動の方針

風水害等対策計画第3部第4章第1節第1と同じ

第2 消防職団員の動員・編成

1 非常招集

大規模地震が発生した場合、市長は次の基準により招集を行う。

- 篠山市域に震度5弱以上の地震が発生した時
- その他、市長が必要と認めた時

2 消防活動対策本部の設置

消防長は、同時多発する火災等に対して、平常の体制では対応できないと判断した場合において、消防活動対策本部を設置する。

消防活動対策本部は、市対策本部が設置された時は部となる。

3 消防職団員の非常招集

市長は、大規模地震発生と同時に消防職団員等を増強する必要性が生じた時招集する。なお、篠山市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、招集命令を待つことなく、消防職団員は署、分団消防器具庫へ参集する。

(1) 大規模火災に対する応急対策

大規模な火災に対する防御活動は、消防本部長の命令により出動の上、消火活動等にあたる。

なお、現有勢力で火災の鎮圧が困難な場合は、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

(2) 地震及び地震火災等について

地震の発生に伴い相当な被害が予測される場合、消防署、分団は直ちに消防車両を、屋外の安全な場所に待機させ、消防長及び消防団長の指示を仰ぐ。

市に災害対策本部が設置された場合は、本部の指揮下に入り、部として応急対策にあたる。

(3) 出動要請手段

地震等による多発火災及びその他の災害等については、電子メール、有線、消防無線、防災行政無線、オフトーク通信、その他により指示するが、全分団の出動については、非常用サイレン3回吹鳴により要請を行う。

第3 情報収集・報告

情報収集にあたっては、次の事項に留意する。

地震発生当初は家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分に注意する。

通行人等から情報を得る場合は、必ずその人自身が視認したものを確認する。

以下、風水害等対策計画第3部第4章第1節第3と同じ

第4 火災防御

風水害等対策計画第3部第4章第1節第4と同じ

第5 危険物施設の保安応急対策

風水害等対策計画第3部第4章第1節第5と同じ

第2節 水防活動の実施

地震及び地震後の大雨や余震等によるため池、河川、ダム等の決壊による水害を警戒・防御し、これによる被害の軽減、人命及び財産の保護を図る。

実施責任者、水防組織及び体制等は、水防計画並びに風水害等対策計画第3部第4章第2節により実施する。

なお、本部長(市長)は、地震後及び地震発生後に通報水位に達した時は、あらかじめ堤防延長 500m～1,000m ごとに定めた監視員1人、連絡員2人により、緊急に堤防の巡視にあたらせる。

第3節 地震後の二次災害防止活動

大規模地震後の大雨や余震等による二次災害から、住民の生命や財産を守るため、災害後の点検・応急復旧等について定める。

第1 土砂災害対策

地震発生後の大雨や余震等により、急傾斜地崩壊危険箇所・区域をはじめ、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流危険渓流等の指定箇所・区域では、崩壊や土砂流出等が発生しやすくなる。また、崩壊等防止施設に亀裂等が生じた場合には、被害が拡大する恐れがある。本震後の二次災害を防止するため、市は県と協力して、緊急に点検調査を行うとともに、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

また、点検調査の結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、県と協力して適切な応急対策を行う。

さらに、災害の発生の恐れがある場合は、すみやかに避難対策を実施する。

第2 河川・ため池・ダム等決壊防止

県及びため池・ダムの管理者等と協力して、地震発生後には、河川の築堤部分やため池・ダムの堤体等に亀裂等が生じていないか、あるいはガレキ等で河川が閉塞されていないか等、巡視・点検を行う。また、二次災害を防止するため、県及びため池・ダム管理者等と協力して必要な応急工事をすみやかに実施する。

さらに、人命を守るため、危険箇所について住民への周知を図るとともに、場合により住民を安全な場所へ避難させる。

「第3部第4章第2節 水防活動の実施」参照

第3 道路の応急措置

県等と協力して地震発生後には、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。危険箇所については、通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関や住民に周知を図る。また、食糧や復旧資機材等の輸送に支障を及ぼすと判断される場合、県と協力して危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

「第3部第6章第1節 交通規制」参照

「第3部第6章第3節 交通施設災害応急対策」参照

第4 宅地防災対策

地震発生後及びその後に相当の降雨があった時は、事業主等と協力して、緊急にパトロールを実施し、危険箇所を把握する。

危険箇所については、ビニールシート等の応急措置を実施するとともに、周辺住民等に対し危険箇所の周知を図る。

また、災害発生の恐れがある場合は、すみやかに避難対策を実施する。

第5 被災建築物の応急危険度判定

地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するため、被災建築物危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、被災建築物の調査・応急危険度判定を実施する。

とくに、次に掲げる建築物については、災害時の活動上重要な拠点となるため、県災害救援専門ボランティア(ひょうご・フェニックス救援隊)の協力を得てすみやかに応急危険度判定を行う。その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置をとるよう、施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の建築物についても応急危険度判定を行うものとするが、応急危険度判定士の数が必要数を満たさない場合は、県を通じて建築関係団体等へ要請する。

- (1) 災害時に応急活動上の拠点施設となる庁舎等
- (2) 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる地域防災拠点等
- (3) 災害時に緊急の救護所となる学校・医院等
- (4) 災害時に被災者の一時収容施設となる公民館・学校等

(5) その他の公共施設

第6 危険物対策

地震発生後、とくに軟弱地盤上の危険物施設の立入検査等を実施するなど、必要に応じて適切な措置を講じる。

第7 緊急復旧資機材の点検・補強

土砂災害の防止及び道路・河川・ため池・ダム・宅地・建築物・危険物施設等の危険箇所への応急対策を実施するため、必要な資機材等の点検を緊急に行うとともに、建設業者からの借り上げや県あるいは近隣市町に応援要請を行い、すみやかに調達する。

「第3部第6章第4節 資機材の整備」参照

第8 住民への余震情報の提供

住民の不安を取り除くとともに、必要な対応が適切にとれるように、余震に関する情報提供に努める。

「第3部第2章第3節 災害時の広報活動」参照

第4節 篠山警察署の災害警備活動

風水害等対策計画第3部第4章第3節と同じ

第5節 被災者の救出・捜索

地震等の災害発生時において、生命・身体が危険な状態にある人、又は生死不明の状態にある人を捜索・救出して必要な保護を図るため、次の計画を定める。

第1 救出体制

風水害等対策計画第3部第4章第4節第1と同じ

第2 救出活動

風水害等対策計画第3部第4章第4節第2と同じ

第3 災害救助法による救出の実施

1 対象者

- (1) 災害のために現に生命・身体が危険な状態にある人
 - 火災の際に火中に取り残されたような状態にある人
 - 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような状態にある人
 - 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような状態にある人
 - 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような状態の人
- (2) 災害のため生死不明の状態にある人
 - 行方不明の人で、諸般の情勢から生存していると推定される人
 - 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない人

以下風水害等対策計画第3部第4章第4節第3と同じ

第6節 被災者の救護

地震等の災害により医療の機能を失ったり、また著しく不足したり、もしくは医療機関が混乱した場合、人命の安全確保を迅速に図るため、応急的な医療及び助産活動についての計画を定める。

第1 救護活動体制

風水害等対策計画第3部第4章第5節第1と同じ

第2 災害救助法における実施基準

風水害等対策計画第3部第4章第5節第2と同じ

第3 患者の移送

風水害等対策計画第3部第4章第5節第3と同じ

第4 医療品等の調達

風水害等対策計画第3部第4章第5節第4と同じ

第5 救護所

風水害等対策計画第3部第4章第5節第5と同じ

第6 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安への対応を図るため、県が実施する次の対策に協力する。

- (1) 精神科救護所の設置
- (2) 精神科夜間診療体制の確保
- (3) こころのケアに対する相談・普及啓発活動
- (4) こころのケアセンターの設置

第7 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談・指導等について、市は県が実施する次の対策に協力する。

- (1) 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- (2) 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

第8 慢性疾患対策

災害に伴う直接的ストレス、避難所生活等生活環境の変化によるストレス、食生活の乱れ、治療中断等により、循環器疾患、糖尿病等の慢性疾患の病状悪化や新たな合併症が予測されるため、平時から体制を整備しておくほか、災害時には病状の悪化や合併症の発生防止のための啓発を進めるとともに、相談・検診体制を整備する。

第9 難病患者への対応

透析患者や挫滅症候群(クラッシュ症候群)患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への移送など適切な措置を講じる。

第7節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬

風水害等対策計画第3部第4章第6節と同じ

第8節 廃棄物及び死亡獣畜処理対策

風水害等対策計画第3部第4章第7節と同じ

第9節 感染症対策及び保健衛生対策等

風水害等対策計画第3部第4章第8節と同じ

第5章 被災者救援活動の推進

第1節 食糧供給計画

風水害等対策計画第3部第5章第1節と同じ

第2節 給水計画

風水害等対策計画第3部第5章第2節と同じ

第3節 衣料・生活必需物資等供給計画

風水害等対策計画第3部第5章第3節と同じ

第4節 トイレ対策計画

風水害等対策計画第3部第5章第4節と同じ

第5節 入浴施設計画

風水害等対策計画第3部第5章第5節と同じ

第6節 応急住宅対策計画

地震災害により住宅を失ったり、破損によって居住ができなくなったりした被災者に対して、居住の安定と生活再建の場を確保するため、応急仮設住宅の建設及び応急修理などについての計画を以下に定める。

第1 実施体制

風水害等対策計画第3部第5章第6節第1と同じ

第2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

風水害等対策計画第3部第5章第6節第2と同じ

第3 災害救助法による住宅の応急修理

風水害等対策計画第3部第5章第6節第3と同じ

第4 建設資材の調達

風水害等対策計画第3部第5章第6節第4と同じ

第5 公的住宅の斡旋

風水害等対策計画第3部第5章第6節第5と同じ

第6 被災建築物応急危険度判定の実施

地震災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、兵庫県や民間建築士会等の協力を得て実施する。

1 被災建築物応急危険度判定調査

(1) 調査の実施

地震等発生後、半壊以上の建築物が多数発生するなど居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、早期に被災建築物応急危険度判定を実施する。

(2) 判定

被災建築物応急危険度判定は次の3段階とし、とくに必要な注意を付して建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者への安全指導を実施する。

被災建築物応急危険度判定

判定(3段階)	
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物は被害程度は少ないです。

2 応急措置に関する指導・相談

(1) 倒壊の恐れのある建築物、及び外壁等の脱落等の恐れのある屋外取付物等の危険防止に関する相談・指導を行うとともに、落下等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。

(2) 電気・ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を行うとともに、住民への広報を依頼する。

3 復旧に関する相談・指導

被災建築物の復旧に関する技術的な相談及び指導を行うため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

- (1) 復旧に関する技術的相談及び指導
- (2) 復旧の助成に関する相談

被災建築物応急危険度判定士等の協力依頼先

名称	所在地	電話番号	備考
兵庫県建築士事務所協会柏原支部	丹波市柏原町 柏原 3372-2	0795-72-2456	打田設計企画一級 建築士事務所
兵庫県建築士会柏原支部	丹波市柏原町柏原 3573 丹波技能訓練センター内	0795-72-1346	
兵庫県災害救援専門ボランティア (ひょうご・フェニックス救援隊)		078-341-7711	窓口：兵庫県企画 管理部防災企画局 企画課

第7節 障害物の除去計画

風水害等対策計画第3部第5章第7節と同じ

第8節 ライフライン施設応急対策計画

地震災害時において、住民生活を維持するために必要不可欠なライフライン施設について、応急復旧計画を以下に定める。

第1 上水道等施設

風水害等対策計画第3部第5章第8節第1と同じ

第2 下水道・農業集落排水施設

1 動員体制

(1) 初動体制

地震等の災害発生後、被害状況の収集及び迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、要員の確保を行うとともに、応急対策の実施にあたる。

(2) 勤務時間外動員体制

日宿直よりの連絡又は、非常通報システムの作動により通報を受けた時、又は災害の発生を知った職員は、あらかじめ定められた場所(市役所等)に参集し、災害対策本部が設置されるまでの間、被害状況の収集及び応急対策等の対応を行う。また、動員の要請を受けた職員は、出勤途上における被害状況に留意し報告を行う。

2 情報収集・伝達活動

(1) 情報収集

下水道管路施設の特徴として被害状況等がすぐには発見できないため、他のライフライン等の被害状況や建物破損程度、道路等の陥没などから推測しなければならない。したがって、応急復旧工事を迅速に進めるため、以下の情報の早期収集に努める。

管路施設の被害状況

処理施設の被害状況

排水設備の被害状況

水道施設の被害状況(断水状況の把握等)

道路の陥没・浸水状況及び交通情報

電気・通信障害に関する情報

関連施設の被害状況

(2) 情報の伝達活動

収集した情報及び被害状況等を対策本部に報告する。また、関係職員に的確に伝達し、早期の復旧を図るとともに二次災害の防止を図る。

以下風水害等対策計画第3部第5章第7節第2と同じ

第3 電力施設

風水害等対策計画第3部第5章第8節第3と同じ

第4 都市ガス施設

1 実施機関

都市ガス施設の災害対策については、篠山都市ガス(株)が保安規程に基づき実施する。また、被害状況に応じて、日本ガス協会に復旧救援隊の派遣を要請する。

2 出動体制

(1) 地震発生時の自動出社

篠山都市ガス(株)の社員は、テレビ、ラジオ、電子メールなどの気象台発表の地震情報により、篠山地方が

震度5弱以上であることを知った場合、自動出社する。

- (2) 下記の状態になった場合は、篠山都市ガス(株)の連絡担当者の連絡により篠山都市ガス(株)に出動する。
製造供給設備に被害が生じ、ガス供給の継続が困難となった時
供給区域内のガス漏洩が多く、マイコンメーターの作動件数が多数になった時
- (3) 出動途上において、可能な限り下記のような被害状況の収集を行う。
ガス供給施設の被害状況(整圧器及び導管)
建物の倒壊、火災の発生状況
橋梁の破壊・落下
道路の亀裂・陥没等
- (4) 出動途上において、二次災害の恐れのあるガス供給施設の支障を発見した場合は、篠山都市ガス(株)に連絡するとともに、篠山市に通報し、住民の避難、警察・消防等への対応を依頼する。
なお、市災害対策本部が設置された場合は、連携を密にし、情報の共有化を図る。

3 緊急措置

(1) 被害状況及び情報の把握

ガス製造供給設備の被害状況
橋梁の被害の有無(京口橋、来迎寺橋、オノ木橋)
市内の導管網の被害状況の推定
篠山警察署に道路、家屋の損壊状況等の問い合わせ
消防署に火災状況の問い合わせ
篠山市並びに丹波県民局篠山土木事務所道路維持管理課へ道路の被害状況の問い合わせ

以上の状況・情報及び災害対策本部の情報を併せて緊急措置をとるものとし、ガス送出に異常がないかを確認し、送出量が異常に増加の場合は、篠山市に連絡し供給停止を検討する。

(2) 緊急巡回点検

要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要ガス工作物及び供給区域の被害状況を把握する。

原則として、2人1組で巡回する。

主として中間圧ラインを優先して巡回する。

主として目視により点検するが、道路亀裂等の箇所では、ガス漏洩検知器等によりガス漏洩の有無を確認する。

現地からの報告及び篠山都市ガス(株)よりの指示は、携帯電話により行う。

緊急措置を必要とするガス工作物の重大な被害を発見した場合には、直ちに篠山都市ガス(株)に連絡するとともに、二次災害発生の恐れがある漏洩等があれば、周囲への立ち入りを禁止する措置を講じる。

巡回中、ガス漏れ通報依頼及び取り扱いについての広報活動を行う。

(3) 供給停止

以下の場合には、ガスの供給を停止する。

地震計SI値が60カイン以上となった場合は、直ちに供給を停止する。

ガス送出量が異常に増加した場合

製造供給設備、ガス整圧器等の被害により、ガスの送出が困難となった時

河川橋梁管が破損し、供給継続が困難と判断した時

ガス漏れの箇所及び通報が極めて多く、対応不可能となった時

家屋の倒壊、火災による被害が広域に発生している時

供給継続により二次災害が拡大すると判断された時

以下風水害等対策計画第3部第5章第7節第4と同じ

第5 プロパンガス施設

地震災害対策 第3部 第5章

風水害等対策計画第3部第5章第8節第5と同じ

第6 公衆電気通信設備

風水害等対策計画第3部第5章第8節第6と同じ

第9節 教育対策計画

風水害等対策計画第3部第5章第9節と同じ

第10節 災害時要援護者対策計画

風水害等対策計画第3部第5章第10節と同じ

第11節 帰宅困難者支援計画

風水害等対策計画第3部第5章第11節と同じ

第6章 交通・輸送対策の実施

第1節 交通規制

風水害等対策計画第3部第6章第1節と同じ

第2節 輸送対策

風水害等対策計画第3部第6章第2節と同じ

第3節 交通施設災害応急対策

風水害等対策計画第3部第6章第3節と同じ

第4節 資機材の整備

風水害等対策計画第3部第6章第4節と同じ

第7章 東海地震に係る警戒宣言等に対する対応について

第1節 警戒宣言等発令に対する対応

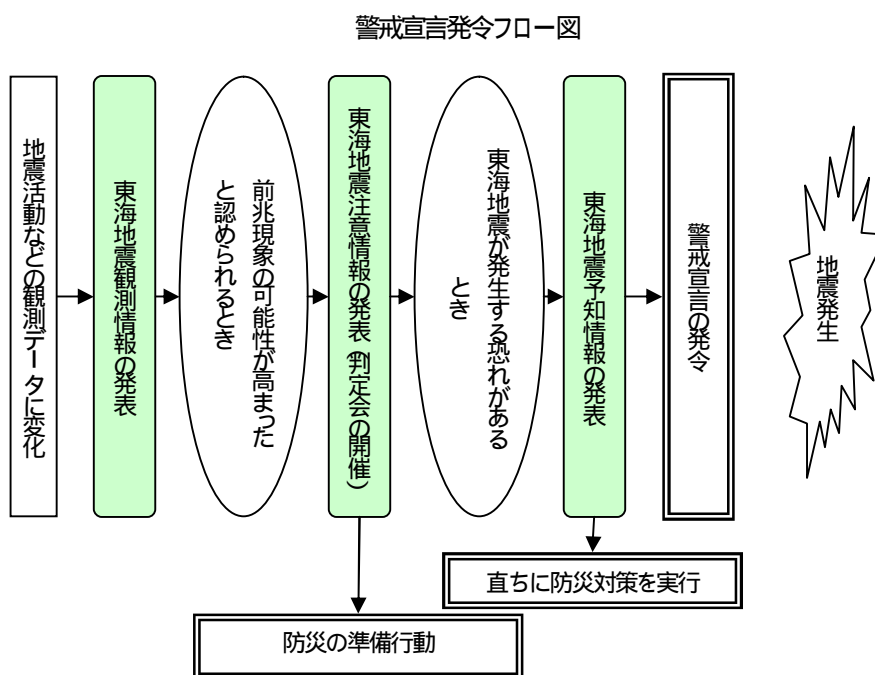
篠山市は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づく地震防災対策強化地域に含まれていないが、東海地震が発生した場合、市内もある程度の強い地震となることが予想されるため、警戒宣言等が発令された場合の対応措置を定める。

なお、今後の発生が予想される東南海・南海地震については、これに準ずるものとする。

第1 東海地震予知情報(警戒宣言)及び東海地震注意情報

1 東海地震予知情報の発表(警戒宣言の発令)

大規模な東海地震の発生のおそれがあると認められるときに気象庁から発表されるもので、これを受けて内閣総理大臣による警戒宣言等の対応がとられることとされている。



2 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められるときに気象庁から発表されるもので、これを受けて準備行動の意思決定等の対応がとられることとされている。

第2 動員配備計画

1 東海地震注意情報が発表された場合

総務部長は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置をとる。

- (1) 災害対応準備室の設置
- (2) 警戒配備体制
- (3) 政府等の動向に関する情報収集
- (4) その他必要な準備行動の開始

2 東海地震予知情報が発表された場合

市長は、東海地震予知情報が発表されたときは、次の措置をとることとする。

- (1) 災害対策本部の設置

- (2) 第1号配備体制
- (3) 次の事項にかかる準備、点検を実施する。

出張事務等の制限

火器使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限

食料、飲料水、生活必需品、応急対策資機材等の確保、点検

地すべり等危険地域、道路施設等の巡回点検

職員の参集、各種応急対策に対する体制の整備

県、その他関係機関からの情報収集

(交通機関の運行、医療機関の開設、電気・ガス・水道の供給、教育機関の対応状況等)

市民に対する地震発生に備えた広報の実施

東海地震による被害発生地域に対する災害応援派遣活動の準備

その他必要と認める事項

3 勤務時間外における動員配備

市長は、勤務時間外において警戒宣言が発令された場合は、直ちに第3部第1章第1 職員非常配備体制に定める連絡体制により参集要員を招集する。

参集を命ぜられた職員は、あらかじめ指定された場所(本庁、各支所等)にすみやかに参集する。

第3 情報の入手・伝達

1 情報の入手

篠山市は、地震防災対策強化地域に含まれておらず、国の機関から特に定められた経路がないため、情報の入手・伝達は次により行う。

- (1) テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手
- (2) 県からの情報の入手(気象予警報等の伝達経路による)

2 情報の伝達・広報

市長は、警戒宣言が発令された旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、市民に対し次の事項に係る広報を行う。

なお、広報の方法等については、「第3部第2章第3節 災害時の広報」と同様とする。

- (1) 警戒宣言の発令及び地震予知関連情報の内容
- (2) 東海地震による篠山市への影響
- (3) 市民及び事業者がとるべき措置
 - 市や関係機関、テレビ・ラジオのニュースからの正確な情報に対する注意
 - 火器使用の制限と消火器具の点検
 - 電話等通信機器・交通機関の利用制限
 - 非常用備蓄用品の点検
 - 家具等の転倒防止など周囲の危険箇所の点検
- (4) 市や関係機関の実施する措置
- (5) その他必要と認める事項

第4部 災害復旧計画

第1章 リ災証明の発行

第1節 リ災証明

風水害等対策計画第4部第1章第1節と同じ

第2章 被災者の生活支援

第1節 義援金の受付・配分

風水害等対策計画第4部第2章第1節と同じ

第2節 災害見舞金、災害弔慰金、災害援護金、災害援護資金

風水害等対策計画第4部第2章第2節と同じ

第3節 被災者生活再建支援制度

風水害等対策計画第4部第2章第3節と同じ

第4節 住宅の復旧・再建支援

住宅の復旧対策及び再建支援策を定める。

第1 住宅復旧の主な順序

風水害等対策計画第4部第2章第4節第1と同じ

第2 公営住宅法による災害公営住宅

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとされている。

(2) 建設のための要件

地震の場合、次のいずれかに該当すること。

被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

1市町の区域内の住宅戸数が200戸以上のとき

滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

(3) 入居者の条件(次のいずれにも該当すること)

当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

当該災害発生後3箇年は政令月収26.8万円以下の世帯であること。

現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯があること。

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内(激甚災害の場合は50%)

(5) 規格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上80㎡以下

(6) 国庫補助

標準建設費の2/3国庫補助(激甚災害の場合は3/4)

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむをえない場合は翌年度

(8) その他

市は、建設予定地、入居基準等の設定、建設資機材等の調達方法、建設業者一覧等住宅建設に必要な諸対策の実施に努める。

第3 その他の支援策

風水害等対策計画第4部第2章第4節第3と同じ

第5節 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

風水害等対策計画第4部第2章第5節と同じ

第3章 金融その他資金対策

第1節 生活確保対策

風水害等対策計画第4部第3章第1節と同じ

第2節 農林・商工業金融対策

風水害等対策計画第4部第3章第2節と同じ

第4章 公共施設の災害復旧計画

災害復旧対策として市で実施するものは、おおむね次の計画による。

第1節 災害復旧事業計画

風水害等対策計画第4部第4章第1節と同じ

第2節 公共事業に対する資金計画

風水害等対策計画第4部第4章第2節と同じ

第3節 激甚災害の指定

風水害等対策計画第4部第4章第3節と同じ

第5部 災害復興計画

第1章 災害復興体制の確立

第1節 復興本部の設置

風水害等対策計画第5部第1章第1節と同じ

第2節 復興計画の策定

風水害等対策計画第5部第1章第2節と同じ

第3節 専門部署の設置

風水害等対策計画第5部第1章第3節と同じ

